資料２－２

新たな貿易問題に対応するための
相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性

（産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会提言案）

2021 年 8 月 19 日

目次

はじめに 1
１．現状認識 1
（１）CVD 措置の概要 1
１）CVD 措置とは 1
２）世界全体における発動状況 2
（２）CVD 措置の他国発動事例 3
（３）日本の過去の発動事例（韓国産 DRAM） 4
１）経緯 4
２）事例の特徴・法的論点 4
３）本事例が残した課題と教訓 7
２．CVD 措置の活用に向けた課題 7
（１）申請に向けた検討が困難 7
１）補助金の情報の入手が困難 7
２）CVD 措置による課税の効果が見通しにくい 8
（２）対象国からの報復の懸念 9
（３）CVD 措置の認知度不足 10
１）CVD 措置の活用に向けたマインドの醸成不足 11
２）情報収集や申請手続自体が困難 11
３．各課題に関する有識者ヒアリングの概要 11
（１）CVD 申請に必要な補助金の情報は何か、また、CVD を活用する意義は何か 11
１）申請に必要な補助金の情報は何か 12
２）CVD 措置による課税効果を見込むために重要な補助金の立証に当たり、ポイントは何か 14
３）CVD 措置を活用する意義は何か、AD 措置と同時に調査すべきか 16
（２）対象国からの報復の懸念 17
１）米国・EU の実務家へのヒアリング結果 17
（３）CVD 措置を含む貿易救済措置の活用に向けた産業界の取組 17
１）鉄鋼業界（AD モニタリングシステム） 18
２）化学業界（X 社の取組） 19
４．各課題に関する今後の対応の方向性 21
別添１　特殊貿易措置小委員会　委員名簿
別添２　WTO 紛争における補助金相殺関税の争点
別添３　相殺関税措置に関する文献調査

はじめに

2021 年 1 月に発足した米国のバイデン政権は、通商政策においては、就任後初の施策方針演説で「不公正な貿易取引に立ち向かう」と述べる等[1]、Level Playing Field のために貿易救済措置を活用していく姿勢を示している。

また、EU は 2021 年 2 月に発表した Trade Policy Review[2]において、貿易救済措置を引き続き活用するとともに、投資に対する補助金といった新しい形の補助金についても相殺関税措置の対象としていくと述べている。

さらに、グローバルサプライチェーンの進展に伴い貿易構造が複雑化する過程で、特に、途上国の補助金政策により貿易構造が歪められる中、補助金規律のための一方的措置である相殺関税（CVD, Countervailing Duty）措置の重要性は高まっており、世界全体における CVD 措置の発動件数は近年、増加傾向にある。日本の産業界においても、他国の貿易歪曲的な補助金政策への関心は高い。

一方、日本の CVD 措置の発動は過去 1 件、2006 年の韓国産 DRAM 以降 10 年以上発動がない状況となっている。国際法上正当なツールを活用できるようにしておくことは、国家とステークホルダーの利益を確保する上で重要であり、今後、日本が米国や EU と通商政策において連携していく上でも、CVD 措置の活用が現実的なオプションとなるよう、準備が必要である。

こうした背景を踏まえて、産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会では、2021 年 2 月から事務局で実施した、日本における CVD 措置の活用に向けた国内外の有識者及び産業界へのヒアリング[3]を経て抽出された課題を基に議論を行い、対応の方向性を整理した。

1．現状認識

（1）CVD 措置の概要

1）CVD 措置とは

CVD 措置とは、政府補助金を受けて生産等がなされた貨物の輸出が、輸入国の国内産業に損害を与えている場合に、当該補助金の効果を相殺し、輸出価格の適正化を図るために、補助金を受けない時の価格と補助金を受けた価格の差分を関税として課すことのできる、WTO 協定上認められた措置であり、関税及び貿

---

[1] Remarks by President Biden in Address to a Joint Session of Congress (Apr. 28, 2021)

[2] European Commission, Trade Policy Review (Feb. 18, 2021)

[3] 2021 年 2 月から特殊貿易措置小委員会委員長の川瀬剛志教授（上智大学）のリーダーシップの下、各方面の有識者に対しヒアリングを実施。ヒアリング先は、①通商法の国内学識経験者、実務家から梅島修教授（高崎経済大学）、藤井康次郎弁護士（西村あさひ法律事務所）、宮岡邦生弁護士（森・濱田松本法律事務所）、②産業界から鉄鋼分野及び化学分野の業界団体、企業、③米国、EU で CVD 申請の代理人経験のある実務家。また、CVD 措置をめぐる近年の学術研究について、坂入遼慶應義塾大学助教に依頼して調査を実施した（詳細は「別添３　相殺関税措置に関する文献調査」参照。）

易に関する一般協定（GATT） 6 条及び 16 条並びに「補助金及び相殺措置に関する協定(Agreement on Subsidies and Countervailing Measures、以下「SCM 協定」)によって定められている。

なお、相殺関税について、日本では、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 7 条に規定されており、課税要件や手続等は、WTO 協定及び関税定率法をはじめとする関係国内法令[4]に基づく制度となっている。

【参考：補助金について】

「相殺可能な補助金」性の要件は、SCM 協定 1 条において、以下のように定められている[5]。

- 加盟国の政府又は公的機関が資金面で貢献（Financial Contribution)、所得支持又は価格支持を行っていること
- 補助金によって利益がもたらされていること
- 特定性（Specificity）を有すること（補助金が特定の企業・産業に向けられていること)

2）世界全体における発動状況

世界全体における CVD 措置の発動状況をみると、1995 年から 2020 年までの間に発動された件数は、累計で 344 件である。国・地域別では米国が 173 件と多く、次いで、EU（45 件)、カナダ（36 件)、オーストラリア（16 件)、メキシコ及びインド（11 件)、ブラジル及び中国（10 件）といった状況である(1-(1)-1 表)。このように、近年では新興国においても CVD 措置の活用が見られる。発動対象産品に関しては、鉄鋼・金属製品が 5 割を占め、化学工業製品、プラスチック・ゴム製品、機械・電機製品が続いている（1-(1)-2 図)。

世界全体における CVD 措置の発動件数の推移に関しては、2000 年代は年間 10～20 件程度かつ減少傾向にあったが、世界金融危機発生後は増加傾向で推移し、2018 年は 28 件、2019 年は 35 件と、発動件数が大幅に増加した（1-(1)-3 図)。

一方、日本においては、2006 年に、韓国産 DRAM（半導体メモリー）[6]に対して CVD 措置を発動した 1 件のみであり、10 年以上発動がない状況が続いている。

---

[4] 関税定率法及び相殺関税に関する政令（平成 6 年政令第 415 号）に課税のための要件や手続等が定められているほか、「相殺関税に関する手続等についてのガイドライン」に関係法令の解釈運用が規定されている。

[5] SCM 協定は、「補助金」性の要件を定めるとともに、加盟国が交付してはならない補助金(いわゆる「レッド補助金」)及び、CVD 措置の対象となる補助金(いわゆる「イエロー補助金」)という 2 種類の補助金に関する規律を定めている。被害が生じた場合、紛争解決手続（DS=Dispute Settlement）または補助金相殺関税の賦課により、輸出価格の適正化を図る。

[6] 「(3)日本の過去の発動事例（韓国産 DRAM)」参照。

1 -(1)-1表 相殺関税措置発動国層発動件数上位10カ国

発動国	米国	EU	カナダ	オーストラリア	メキシコ	インド	ブラジル	中国	ペルー	南アフリカ	台湾
CVD件数	173	45	36	16	11	11	10	10	7	5	5

1 -(1)-3図 世界の相殺関税措置発動件数の推移(1995-2020)

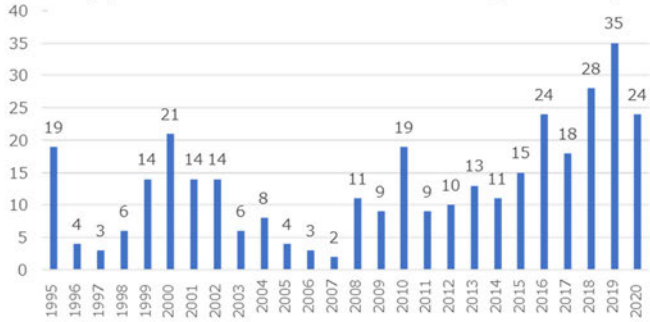

1 -(1)-2図 全世界の相殺関税措置発動対象産品(1995-2020)

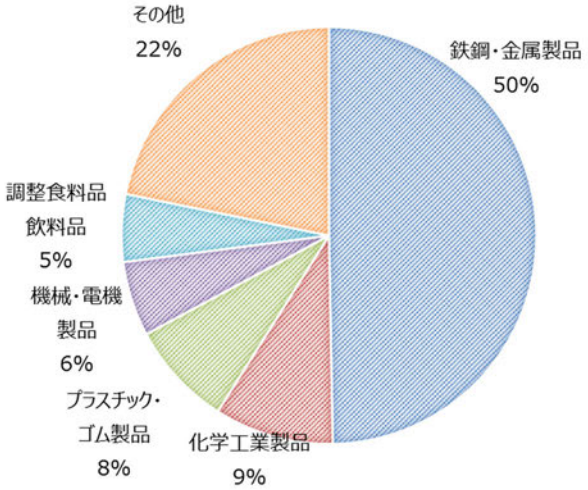

出典：https://www.wto.org/english/tratop_e/scm_e/scm_e.htm

（２）CVD 措置の他国発動事例

他国における発動事例として、世界全体の調査対象産品の５割を占める鉄鋼・金属製品において、発動の多い米国及びEUが被発動の多い中国に対してどのような措置を発動しているか、調査を行った。

米国は158.8%–336.55%と高関税を賦課している事例も見受けられる一方、EUの賦課税率は13.7%から、高くても44.7%までとなっており、米・EU間で幅がある。また、いずれもアンチダンピング（AD）措置との併用が特徴となっている（1-(2)-1表）。実際に相殺関税の対象とされた補助金について、ステンレス鋼、鋼板類に対する米国の発動事例を見ると、低利融資や輸出信用の付与、低価格での土地や電力、原材料の提供等が挙げられる。

1-(2)-1 表 米国・EU の中国産鉄鋼に対する CVD 措置の発動事例（2013 年以降）

●米国

	調査対象貨物	調査開始日	当初措置の発動日	賦課税率	その他の調査対象国	ADの併用	ADの調査対象国
1	無方向性電磁鋼板	2013/9/30	2014/12/3 (2020/2/27延長)	158.88%	韓国、台湾	○	韓国、スウェーデン、台湾、ドイツ、日本
2	線材（合金鋼・非合金鋼）	2014/1/31	2015/1/8 (2020/6/26延長)	178.46% - 193.31%	–	○	–
3	表面処理鋼板（亜鉛めっき鋼板）	2015/6/3	2016/7/25	39.05%, 241.07%	イタリア、インド、韓国、台湾	○	イタリア、インド、韓国、台湾
4	冷延鋼板類（合金鋼・非合金鋼）	2015/7/28	2016/7/14	256.44%	インド、韓国、ブラジル、ロシア	○	インド、英国、韓国、日本、ブラジル、ロシア
5	ステンレス鋼 鋼板類	2016/2/12	2017/4/3	75.60%, 190.71%	韓国	○	韓国、台湾、日本
6	鋼板類（合金鋼・非合金鋼）	2016/4/8	2017/1/26	251%	韓国	○	イタリア、オーストリア、韓国、台湾、トルコ、ドイツ、日本、フランス、ブラジル、ベルギー、南アフリカ
7	鋼塊・半製品（合金鋼・非合金鋼）	2019/12/19	2021/1/25	16.80% - 336.55%	イタリア、インド、ドイツ	○	イタリア、インド、ドイツ

●ＥＵ

	調査対象貨物	調査開始日	当初措置の発動日	賦課税率	その他の調査対象国	ADの併用	ADの調査対象国
1	表面処理鋼板及び合金鋼鋼板類（ステンレス鋼を除く）	2012/2/22	2013/3/15 (2019/5/3延長)	13.7% - 44.7%	–	○	–
2	熱延鋼板類（合金鋼・非合金鋼）	2016/5/13	2017/6/9	4.6% - 35.9%	–	–	イラン、ウクライナ、セルビア、ブラジル、ロシア

*下線はCVD措置発動国　**下線はAD措置発動国

【相殺関税の対象の例:ステンレス鋼　鋼板類】

- **対象産業に対する政策低利融資**
  ステンレス鋼板の生産者に対する政府系金融機関を通じた低利融資について、通常の商業融資よりも低利である。
- **政府系金融による輸出信用**
  輸出企業に対する融資にあたり、政府の方針に基づき、政府系金融がその信用力によって融資することで、通常の商業融資では確保できない大規模な融資を可能としている。
- **低価格での土地や電力、資材の提供**
  土地や電力、鉄鉱石・石炭・ニッケル等の資材が、市場価格よりも低価格で提供されている。

（３）日本の過去の発動事例（韓国産 DRAM）

１）経緯

2004 年 6 月、エルピーダメモリ社とマイクロンジャパン社は、日本政府に対して、韓国ハイニックス社製 DRAM[7]製品に対する CVD 調査を申請した。これを受けて同年 8 月に経済産業省と財務省が共同で調査を開始し、2006 年 1 月に 27.1%の CVD 措置を発動した。本件は日本が初めて発動した CVD 措置であった。

その後、WTO 上級委員会の報告書を踏まえ、2008 年 9 月に関税率を 9.1%に変更した。さらに、同年 10 月に事情変更レビュー調査を開始し、補助金利益が存在しなくなったことが確認されたため、2009 年 4 月に CVD 措置は撤廃された。

２）事例の特徴・法的論点

①特徴・法的論点

1)政府が金融機関に対して資金面での貢献の委託・指示を行ったと認定したこと

- 政府による直接的な補助金供与を認定する、という一般的なケースとは異なり、韓国政府が民間の金融機関に対して委託・指示を行い、当該金融機関がハイニックス社の救済のための資金的貢献を行った、との認定がなされた。

2) 政府の委託・指示を示す直接的証拠がなく、間接証拠により認定せざるを得なかったこと

- 韓国政府から金融機関への委託・指示を示す指示書等の直接的証拠が存在しなかったため、間接証拠を積み上げることにより、韓国政府が半導体産業の育成のため、公的資金の注入によりハイニックスの正常化を図ることを経済政策として、銀行業務に関与しうる法的枠組を通じて銀行に金融支援を要請する形で委託・指示が行われた、と認定せざるを得なかった。このため膨大な量の間接的証拠の収集・精査等、極めてハードルの高い作業となった。

【参考】間接証拠による認定の具体的内容

2001年10月措置（出資転換、債務免除）について：

- DRAM市況の悪化による借入の履行遅延、社債の償還停止、株価の暴落（最高値から-72%）、S&P [Standard & Poor's] による「選択的債務不履行」への格付け引き下げ等に鑑みて、ハイニックスに「商業ベースで投資、貸付を行う投資家は存在しない」と判断。
- 韓国政府は、「SSB [Salomon Smith Barney] とKEB[韓国外換銀行]が追加的な構造改革案を策定」する、「債権者グループが追加支援を決定できないなら、財政当局が決定する」、「債権者が集まり、

[7] DRAM（半導体メモリー）とは、コンピュータが処理するデータやプログラムを一時的に保存するための電子部品（揮発性メモリー）。パソコン、ゲーム、電子辞書等の用途がある。

ハイニックスの救済計画に関する妥協をする」等と発言しており、これらに鑑みて、「政府は債権者グループと接触を継続し、状況によっては介入することとしていた」と判断。

- 外部評価機関によるハイニックスの評価報告書３件は、いずれも銀行の与信判断には不適切であり、「金融機関の10月措置への参加決定は商業的判断に基づくものではない」と判断。

以上の判断を「銀行の与信判断には政府の関与があった」ことの間接証拠として、かかる政府の関与は委託・指示にあたる、との認定を行った。

2002年12月措置について：

- ハイニックスの株価は1年間で10分の1に下落し、Morgan & Stanleyの格付けは「ハイニックスは投資適格の会社ではない」とされた。また、ハイニックスの財務状況は過去の補助金により維持されている状況であり、12月措置を商業市場から得ることはできない。これらに鑑みて、「同社に投資貸付を行う投資家はいない」と判断。
- 政府高官は、「2002年にもハイニックスの構造改革を完了する。自主更生は無理である」等の発言を繰り返し、ハイニックス支援の意図の下に債権者金融機関に協力を要請し、監視を行った。また、韓国政府は銀行が与信判断の基礎としたドイツ銀行レポ―トに介入しており、その内容は第三者性を有する分析とは言えず、商業的な融資判断の根拠としては不十分である。これらに鑑みて、政府の介入を知りつつドイツ銀行レポートのみに依拠して行った融資判断は商業的判断とは言えず、外的要因があると考えるのが適当である、と判断。

以上の判断に加えて、韓国政府が銀行の株式を所有しており、銀行の判断に影響力を及ぼすことができる立場にあった、という状況であり、これらを「銀行の与信判断には政府の関与があった」ことの間接証拠として、かかる政府の関与は委託・指示にあたる、との認定を行った。

②WTO パネル・上級委員会の判断

1) 12月措置における委託・指示

– パネルの判断(WT/DS336/R)

- 1件の報道のみがドイツ銀行レポートに政府が介入したとしているに過ぎず、他に証拠がないところから、政府介入があったことを受け容れることはできない。
- 調査当局による同レポートの清算価値、営業継続価値の正確性、清算シナリオに基づく利益率などの分析は合理的、客観的ではなく、パネルにおける説明は事後の正当化である。
- 調査当局の結論はドイツ銀行レポートの不適切性が中心的であった。

以上の点から、「政府は4債権者に委託・指示を行ったとする調査当局の決定は合理的かつ客観的なものではない」と認定。

– 日本側当局の反論

- ドイツ銀行レポートは１つの要素であるが、委託・指示を認定するに当たっては、ハイニックスの経済状況、それに対する政府の態度、各種新聞報道等といった周辺状況に加えて、銀行が自ら「政府の影響を受ける」と言っている等、多くの証拠が存在する。その中から最終的・総合的判断をしたものである。

– 上級委員会の判断(WT/DS336/AB/R)

- 調査当局が証拠全体から判断している場合、一部の証拠の評価を誤ったとしても、パネルは他の証拠から調査当局の判断が維持されるかを判断しなければならない。パネルは、調査当局によるドイツ銀行レポートの評価が誤りであったと判断した際、残りの証拠が、調査当局による委託・指示の決定に関して客観的な根拠を提供しているか否かを検討すべきであったが、証拠全体としての検討を怠った。
- 調査当局が行ったドイツ銀行レポートの評価についてのパネル判断には誤りはない。

以上のように、証拠全体に基づいて調査当局が行った認定に対しての評価を怠ったということでパネル判断が覆り、日本の調査当局が下した委託・指示があったとする認定の判断は結局維持されることとなった。

2) 利益の5年間の配分

– パネルの判断(WT/DS336/R)

- SCM協定19.4条により、相殺関税は、その賦課の時点で存在している補助金に対して課すことができる。他の証拠が賦課決定時点で補助金額の不存在を示している場合、相殺関税を課すことはできない。本件において、調査当局は、2001年10月措置からの反復しない補助金の利益を2001年から2005年までの5年間にわたって配分した。したがって、2005年までに相殺関税を課したのであれば問題とはならないが、2006年に輸入に対して相殺関税を賦課したことは、19.4条に不整合である。

– 上級委員会の判断(WT/DS336/AB/R)

- 反復しない補助金の場合、調査当局が補助金の期間についての認定を行い、その認定に従い補助金が相殺関税を課す最終決定を行う時点で存在していないとき、相殺関税を賦課することはできない。よって、パネルの判断を支持する。

以上のとおり、「2001 年 10 月措置分」に関して、既に 2005 年 10 月に補助金の償却期限（5 年）が切れており、発動時点（2006 年 1 月）では補助金は存在しなかったことから、パネル、上級委員会のいずれにおいても、日本側当局の「2001 年 10 月措置分」に対する CVD 発動措置は WTO 協定違反と判断された。

３）本事例が残した課題と教訓

韓国産 DRAM に対する CVD 措置については、上述のとおり、2006 年 1 月の最初の措置発動後 2008 年 9 月には関税率が大幅に引き下げられ、翌 2009 年 4 月には措置そのものを撤廃することとなったことについて、ヒアリングにおいては、調査の申請に時間をかけすぎたことが問題であったとの指摘があった。すなわち、半導体産業に対する補助金の償却期間が 5 年しかない中で調査の申請に時間がかかった結果、補助金の償却期間が終了してしまい、CVD 措置の発動時点で既に補助金の効果が失われたために、措置の一部が WTO 協定違反と判断されたことにつながった可能性がある。また、政府による委託・指示の証明に必要な、信頼に足る情報の入手が極めて困難であり、状況証拠を積み重ねなければならなかった点も要因ではないかとの指摘もあった。

こうしたことから、CVD 措置は、必要な場合には可能な限り適時適切に打っていくことが重要であり、論点ごとに、十分な証拠を集めることと、補助金の償却期間が切れてしまうこととのバランスを見ながら適時適切に対応することも重要である。また、調査当局間の連携による情報収集及びデータベースの整備も有効であると考えられる。

２．CVD 措置の活用に向けた課題

ヒアリングの結果を踏まえて、CVD 措置の活用に向けた課題は、以下のとおり整理できる。

（１）申請に向けた検討が困難

１）補助金の情報の入手が困難

CVD 申請の第一歩は、補助金を見つけることである。現在の WTO 紛争解決機関の判断では、補助金が明確に存在すること、すなわち補助金の制度があり、利益が生じており、特定性があるということを、少なくとも申請・調査開始段階で証明しなければならず、ハードルが高いと言われている。CVD 措置の申請に当たり、調査対象産品に対する補助金に関する情報を調査当局に提出する必要があるが、補助金を特定するために日本企業が現地調査を実施することは難しく、さらに、外国政府による補助金に関する情報公開が不十分なことなどにより、情報を入手することが非常に難しい点が課題となることが指摘された。特に、新興国などは透明性の問題が非常に大きく、WTO への通報も不十分であることに加え、そもそも補助金に関する情報がどこにあるのかがわからないことも多い。

さらに、補助金自体が隠れている事例も多数見受けられる。例えば、低利融資や利益性の低い事業への投資などの形態で、その条件がオープンになっていないことも多く、こうした場合、補助金を見つけること自体が難しい。

そして、申請・調査の開始段階では、補助金付き輸入によって日本の産業にどの程度の損害が発生しているか、といった経済的な分析を行うことが必要であるが、こうした分析は極めてテクニカルな課題であるため、申請者となる業界や企業側で示すことは非常に難しいとの指摘がある。

例えば鉄鋼業界においては、AD 措置に関しては日本の輸入実績を月単位で輸出国別・品種別にモニタリングしているところ、CVD 措置をツールとして使っていくために、AD 措置と同様に、補助金に関する情報及び損害の程度を毎月収集してモニタリングできないか検討したが、技術的に難しいとの結論に至っている。こうした状況の中で、例えば米国商務省が過去の CVD 措置で明らかにしている巨大な補助金リストを活用することも考えられる。しかし、その場合でも、膨大な補助金のリストの中で具体的にどの補助金が産業に悪影響を与え、監視をしていく必要があるのかを特定することが課題となる。

2）CVD 措置による課税の効果が見通しにくい

AD、CVD 措置により高関税を課しているケースでは輸入数量の減少効果が高い一方で、調査対象となる個々の補助金によるマージンが小さい場合は、それらを積み上げても結果として関税率は低く、輸入の減少効果は限定的となる。

この点について、ヒアリングにおける有識者のコメントを基に、米国が中国、韓国、台湾、インド及びイタリア産の表面処理鋼板に対して CVD 措置を発動したケースの分析を行った。

①（相殺可能な補助金について）

韓国については、主に融資や減税を相殺可能な補助金と認定しているが、補助金率の合計はあまり大きくなっていないため、低い関税率となった。一方で、中国は、優遇的な政策融資や信用供与、優遇金利といった資金提供、また、減税、直接税の減免に加えて、鉄鉱石、熱延鋼板、水道・電力といった、いわゆる物品・サービスの政府による廉価な提供が高い補助金率で相殺可能な補助金として認定され、結果として補助金率の合計が大きくなり、高関税率となった。

②（関税率と効果の関係について）

CVD 措置の効果については、AD、CVD 措置ともに高関税率となった中国と、CVD 措置が高関税率となったイタリアの 2 か国は、調査開始以降、米国への輸入数量が大きく減少した一方で、低い関税率しか出なかった韓国、台湾及びインドは、輸入の減少効果が限定的である（2-(1)-1 図）。

2-(1)-1 図　関税率と CVD 措置の効果の分析

米国表面処理鋼板輸入統計　（2015年6月に調査開始されたAD/CVD対象品種）

数量(MT)

		韓国	中国	台湾	インド	イタリア	世界計	
2015年	1Q	155, 869	248, 492	170, 594	98, 545	42, 002	1, 047, 889	
	2Q	139, 764	275, 023	172, 709	93, 037	47, 484	1, 022, 615	
	3Q	127, 285	173, 633	153, 578	69, 438	42, 844	944, 888	
	4Q	171, 087	8, 466	106, 348	33, 232	18, 660	732, 961	調査開始
2016年	1Q	98, 915	5, 295	50, 204	25, 388	5, 412	726, 668	
	2Q	121, 347	3, 915	131, 785	18, 327	11, 526	841, 896	
	3Q	145, 942	4, 469	140, 755	17, 605	6, 370	913, 636	
	4Q	109, 220	8, 545	173, 109	34, 130	2, 009	974, 450	
2017年	1Q	107, 011	603	157, 939	38, 506	1, 574	941, 545	
	2Q	117, 033	3, 235	171, 348	40, 342	2, 195	1, 109, 182	

■ AD、CVDともに高マージンの中国、CVDが高マージンのイタリアは数量が急減。
■ マージンの低い韓国、台湾、インドは数量減少が限定的。

③（米国の関税率の算定について）

米国はアドバース・ファクツ・アベイラブル（AFA（Adverse Facts Available））[8]が多く適用されたケースでは高い関税率が出ているが、調査対象者の回答に基づき認定した補助金を積み上げているケースでは高い関税率が出にくくなっている。

このように、申請には多くのコストがかかる一方で、結果として関税率が低くなり、CVD 措置の効果が申請コストに見合わなくなるおそれもあることが、CVD 申請の課題として考えられる。

日本が CVD 措置を活用するに当たっても、関税率と課税効果を見通しやすくするには、ファクツ・アベイラブル（FA（Facts Available））がどのような場合に適用されるのか、調査対象となる補助金の存在や内容について、どの程度の水準の証拠を求められるのか、申請の検討の早い段階から調査当局とも連携を図り、申請コストと FA がどのような場合に適用されるのかの見通しとのバランスも含めポイントとなる。

また、関税率と課税効果が見通しにくい中で CVD 措置を活用する意義は何か、各国と同様に AD 措置と同時に調査をする場合、二重救済の問題が生じないか、といった点についても課題の整理が必要である。仮に米国のように AD と CVD の同時調査を行った場合、補助金の証拠の収集などで CVD 調査の方に工数が多くかかると、AD 調査が順調に進む一方で CVD 調査のために調査期間が長くかかることにもなりかねず、結果、AD 措置で一定の課税が見込めるのであれば、申請者としてはまず AD 措置の迅速な発動を追求すべきという判断になると考えられる。

（２）対象国からの報復の懸念

ヒアリングを通じて、産業界が CVD 措置を積極的に活用しない背景の一つとして、今後 CVD 措置を活用した場合、対象国から報復的な AD、CVD 措置を講じられるリスクがあるのではないかとの懸念も示された。

例えば、世界では主要な AD、CVD 措置の対象となっている鉄鋼分野において、日本はこれまで CVD 措置の発動国、対象国のいずれにもなっていない。しかし、日本は、米国、カナダ、ＥＵ等の CVD 措置のメインユーザーを上回る鉄鋼輸出国であり(2-(２)-1 表)、鋼材貿易においても輸出超過となっているため、鉄鋼業界としては、仮に CVD 措置を講じた場合、対象国から報復的な AD、CVD 措置を講じられるリスクが大きいと考えている。

---

[8] 米国法令上、AD、CVD 調査の対象者または対象国が、調査当局からの情報提供要請に対して十分な資料を提出しないなど調査に協力しなかった場合に、調査当局が対象者または対象国にとって不利益な推定(Adverse Inference)を行い、高い関税率を適用することを認める規定

2-(2)-１表　2019 年鋼材輸出国別ランキング

赤字はCVD被提訴国(出所worldsteel)　単位：千トン

China	1.中国	63 744
Japan	2.日本	33 127
South Korea	3.韓国	29 986
Russia	4.ロシア	29 464
Germany	5.ドイツ	24 061
Turkey	6.トルコ	19 660
Italy	7.イタリア	17 948
Belgium	8.ベルギー	16 936
Ukraine	9.ウクライナ	15 559
France	10.フランス	13 557
India	11.インド	13 356
Brazil	12.ブラジル	12 733
Taiwan, China	13.台湾	11 262

この点に関して、国内有識者・産業界からは、

- 例えば日本の鉄鋼輸出は高付加価値製品が中心であり、輸出先の市場で競合が生じていないので、AD 措置の対象とならないのではないか
- 日本は CVD 措置の対象となる補助金を出していない[9]ので、そもそも CVD 措置は発動されにくいのではないか

といった、仮に日本が CVD 措置を活用しても、報復的に CVD 措置の対象とされるリスクについてはあまり懸念する必要はないのではないかという意見と、

- 高付加価値製品の場合でも、他国の巻き添えとなって AD 措置を講じられるケースが生じているほか、強制規格や輸入許可といった貿易救済措置以外の非関税障壁による報復もありうるのでないか
- 日本がこれまで、鉄鋼の輸出相手国に対して AD、CVD のいずれの措置も講じたことがないことが、他国からも報復対象にされない背景となっているのではないか

といった、CVD 措置に対する報復の懸念はやはりあるという意見の両方の立場からのコメントがあった。いずれにせよ、対象国からの報復の可能性について、さらに分析していくことが必要である。

（３）CVD 措置の認知度不足

ヒアリングを通じて、産業界における CVD 措置の活用に向けたハードルとして、企業自体がこうした貿易救済措置を戦略ツールとして意識できていないというマインド不足の点と、個別の情報収集や手続き面で難しさがあるという点が挙げられた。

[9] 例えば 1980 年代、日本が貿易救済措置のターゲットとされていた時期でさえも CVD 措置は発動されていない。これは発動に必要な補助金の存在を確認できなかった、ということであり、こうしたことを踏まえると、今後、仮に日本が CVD 措置を活用した場合、報復的に CVD 措置の対象とされるリスクについてはさほど心配ないと思われる、との見方。

1）CVD 措置の活用に向けたマインドの醸成不足

国内の業界・企業における CVD 措置の活用が進まないことの背景として、業界・企業の中で、貿易救済措置を自分事として捉え、戦略ツールとして意識する、というマインドが、鉄鋼、化学など一部の業界・企業を除いて醸成されておらず、通商に関する日本の長年にわたる大きな問題点の一つである、との指摘があった。この点について、例えば、比較的そうした意識が高い化学業界においても、鉄鋼業界のように日常的に貿易救済措置による対応を迫られる環境にはなく、AD、CVD 措置が事業戦略上の有効かつ必要な手段として企業のマインドに定着している状況には至っていないとの指摘や、化学産業は製品別の組織運営の企業も多く、通商部門を持つ企業が少ない上、補助金は様々な製品が関係し、部署もまたがるため、情報共有の仕方が難しいとの指摘があった。こうしたギャップを埋め、企業が通商政策や貿易救済措置を自分事として捉え、AD、CVD 措置を戦略ツールとして意識できるようになることが、今後、CVD 措置の活用に向けて、クリアすべきポイントとなる。

さらに、こうした通商政策や貿易救済措置の活用があまりなされていないことの結果として、あるいはその背景として、長期的傾向では、産業界・アカデミアにおいて通商法の知識を有する人材が増えておらず、むしろ減ってきているのではないかという指摘もあり、産業界における通商政策、貿易救済措置の事業戦略への取り込みのためには、人材の底上げも課題として挙げられる。

2）情報収集や申請手続自体が困難

CVD 措置を講じるための準備段階において直面する、情報収集や手続き面でのハードルに関しても課題があることが明らかになった。

例えば、まずは企業が自社の被っている損害の実態を把握することが重要であるが、各事業として利益が出ているかどうかという視点に加え、その事業が世の中でどのような状況にあるのか、という広い視点も必要であり、情報収集が難しい。

さらに、損害を被っていることが判明した場合においても、調査開始に至るまでの手続において、行政や法律事務所等の手を借りる必要があり、情報収集面での難しさに加え、実際に手続に至る段階までの難しさなど、申請者となる業界・企業にとっては、各段階においてクリアしなければいけない課題が数多くあると感じていることが明らかになった。

3．各課題に関する有識者ヒアリングの概要

（1）CVD 申請に必要な補助金の情報は何か、また、CVD を活用する意義は何か

課題（1）に関しては、1）CVD 申請に必要な補助金の情報は何か、また、2）CVD 措置による課税効果を見込むために重要な補助金の立証に当たってのポイントは何か、について、これまでの WTO 上級委員

会及びパネルにおける SCM 協定の解釈を整理した上で、米国及び EU が SCM 協定の要件をどのようにクリアしているのかについて、米国・EU の実務家からヒアリングを行った。

また、申請にかかるコストが大きい中で、３）CVD 措置を活用する意義は何か、AD 措置との違い及び CVD 措置と AD 措置との二重救済の問題について、米国・EU の実務家からヒアリングを行うとともに、WTO 協定の規律についても整理を行った。

１）申請に必要な補助金の情報は何か

CVD 申請に当たり必要な補助金の情報が何かを整理するため、まず①SCM 協定における規律を改めて整理した上で[10]、②米国・EU の申請実務及び③補助金特定のアプローチ方法について行ったヒアリングの結果を以下のとおり整理した。

① ＳＣＭ協定の規律

SCM 協定 11.2 条は、「CVD 措置を求める申請書には調査を求める補助金の「存在」を示す「十分な証拠」を含める」ことと規定し、11.3 条は、調査当局に「当該証拠の正確さ及び妥当性について検討する」ことを義務付けている。

WTO パネルの判例では、この要件につき、次の点が示されている。

- CVD 措置を求める申請書には、問題とする相手国政府の支援措置が SCM 協定上相殺可能な補助金と認められるための 3 要件、すなわち、「資金面での貢献」、「利益」及び「特定性」の存在を示す証拠が含まれていなければならない。
- かかる証拠は、各要件の存在を示す、又は証明する方向にある程度で十分である。
- 調査当局は、かかる証拠なくして CVD 調査を開始することはできない。

② 米国・EU の申請実務

次に、米国及び EU における CVD 措置の申請実務について、米国・EU の実務家に行ったヒアリングのうち、特筆すべき点は以下のとおりである。

A）米国

- 米国では従来、NME（Non-Market Economy, 非市場経済国）における補助金率の算定が困難なことから、対中の CVD 措置は発動されてこなかったが、2007 年以降その方針を転換したため、案件が増加し（2012 年には NME への CVD 措置を認める法改正も行われた）、現在対中の CVD 措置は 76 件に上る。

---

[10] CVD 措置をめぐる WTO 上級委員会及びパネル判決については、梅島修教授（高崎経済大学）に依頼して調査を実施した（詳細は「別添２　WTO 紛争における補助金相殺関税の争点」参照。）

- 調査件数の増加に伴い、米国商務省の担当者や申請代理人に、過去に CVD 措置が認められた補助金に関する情報が蓄積されている。
- また、調査開始要件を満たすかどうかは、チェックリストに沿って確認が行われており、このチェックリストに基づく確認の結果も公開されている。
- 米国商務省は、過去の調査の報告書だけでなく申請書や証拠書面についても企業の秘密情報を伏せた開示版としてポータルサイト上で公開しているため、CVD 措置の申請に当たってはまず、過去の CVD 措置で認定された補助金を列挙することが一般的となっている。
- また、調査において新しい補助金が発見された場合、調査対象企業や政府が他の補助金は存在していないと回答した後であれば、AFA が適用され、相殺可能な補助金として認定されるほか、新しい補助金として調査途中や年次レビューにおいて申請することもできる。

B）EU

- 過去の調査の申請書等は公開されていないが、EU 当局は申請のためのガイドライン及び過去に調査対象となった他国政府の補助金のデータベースを整備している。
- 調査部局とは別に、申請相談に対応する部局が設けられており、申請書ドラフトへのコメントや過去の類似の事例の紹介をしたり、収集すべき証拠をアドバイスしたりするなど、多くの案件で半年前後の時間をかけて、申請者に伴走する形で丁寧に相談に応じている。
- また、2020 年のエジプトにおける中国資本に対する CVD 措置など、当局は新しい類型の案件に積極的に取り組んでいるが、同時に、申請者は強固な証拠の提出を求められる。

③ 補助金特定のためのアプローチ方法

次に、補助金特定のためのアプローチ方法について、国内の有識者に対してヒアリングを行ったところ、問題となる産品に対する他国の補助金の情報の収集方法としては、米国・EU の発動事例から調べていく方法と、補助金を横断的な制度として分析し、その中から産業界、企業を絞り込んでいき、さらに企業の財務諸表を分析する方法とが紹介された。

後者の補助金を制度として分析する方法について、例えば補助金制度としては輸出還付や輸出保険の提供といった輸出補助金、赤字を出しており本来ならば市場から退出すべき企業の事業を継続させるいわゆるゾンビ補助金といった類型の補助金に着目することが有効との指摘があった。特にゾンビ補助金については、実態上は交付条件が不明確な、赤字企業の事業継続を目的としている補助金であるにもかかわらず、環境保護や技術革新支援といった名目で補助金が交付されているケースもある、といった点がヒアリングで指摘された。

産業界、企業の絞り込み後に、企業の財務諸表を分析する具体的な手法については、現金給付や債務免除、税制優遇等、多くの形態の補助金は、各企業の有価証券報告書における「非営業収入」の項目に記載されて

おり、当該項目をモニタリングすることが有用と考えられるとのことであった。一方で、低利融資や出資、安価な原材料供給については非営業収入の項目には反映されないことや、有価証券報告書が公表されるのは基本的に上場企業に限られることが懸念点として挙げられた。

また、このような手法について、補助金には狭義と広義のものがあり、狭義の補助金は非営業収入項目に政府から交付されたものとして記載されるが、広義の補助金は政府が設立した基金を通じた低利融資といった金融支援であること、また、狭義の補助金については補助金の支出の根拠となる法令が公表され、企業の財務諸表にも記載されるが、広義の補助金である基金については、投資先情報が登記事項でなく、有価証券報告書上に投資先情報が記載される場合もあるが、具体的な金額や条件等については明らかにならない点が指摘された。また、補助金の交付主体も、中央政府と地方政府など、様々な主体の可能性があることも紹介された。

最後に、こうした体系的な理解に基づく補助金の分析を通じて情報を収集することが可能ではあるが、モニタリングの労力は相当程度大きいことが問題点として指摘された。

2）CVD 措置による課税効果を見込むために重要な補助金の立証に当たり、ポイントは何か

産業界へのヒアリングを通じて、米国・EU の CVD 措置の例を分析すると、低価格による原材料の提供に対して、高い補助金マージン率を認定していることが分かった。このため、このような補助金の立証に当たって重要なポイントとして、①実態として多くの資金が流れてくる国有企業は「公的機関」として資金面での貢献の交付主体と認められるか、及び②第三国価格をベンチマークとして利益を認定できるか、の 2 点について、SCM 協定の解釈を整理するとともに、③米国・ＥＵにおける例について考察した。

①国有企業は「公的機関」として資金面での貢献の交付主体と認められるか

SCM 協定 1.1 条(a)(1)柱書は、相殺可能な補助金であると認定するための 3 要件の 1 つである「資金面での貢献」は、「政府」または「公的機関」が交付したものと規定している。

WTO 上級委員会の判例では、資金面での貢献の交付主体と認められる「公的機関」とされる団体の判断基準が次のとおり示されている。

- 「公的機関」とは「政府の権限を保有し行使し又は賦与されている団体」である。
- 政府がある団体の株式を所有し、役員を派遣するなどの手段によって団体に「意味ある支配」を行っているからといって、直ちに当該団体を「公的機関」と認定できるものではない。
- ある団体が資金面での貢献として行ったと主張されている行為が政府機能の行使であるか否かは、当該団体が「公的機関」であるか否かの判断とは無関係である。

②第三国価格をベンチマークとして利益を認定できるか

SCM 協定 1.1 条(b)は資金面での貢献により利益がもたらされていることを SCM 協定の規律に服する補助金の要件と規定している。また、SCM 協定 14 条(a)から(d)までは、資金面での貢献のうち(a)出資、(b)

貸付、(c)債務保証及び(d)物品若しくは役務の提供又は物品の購入の 4 形態について、受領者が商業上の出資や取引から得られる内容（以下「ベンチマーク」という。）との比較により補助金額を算出すると規定している。

WTO 上級委員会は Canada – Aircraft 報告書において、1.1 条(b)該当性は受領者が利益を受領したか否かという視点から判断されるとした。さらに、利益とは資金面での貢献を受領しなかった場合に市場から得ることのできた取引と資金面での貢献との比較により判断されるものであり、その旨は SCM 協定 14 条の規定により裏付けられているとした。

また、WTO 上級委員会は、物品の提供による資金面での貢献の補助金額を認定するに当たり補助金交付国の国内価格以外の価格をベンチマークとして使用することについて、次の判断を示している。

- 補助金交付国の国内市場価格がない、かかる価格が歪曲されているなど、かかる価格をベンチマークとできない状況である場合に限定される。
- 調査当局は政府関連企業が市場を支配している（Predominant）と判断するのみでは国内価格が歪曲していると判断する証拠としては不十分である。
- 調査当局は、政府の介入により国内価格が歪曲されていることを立証するためには、市場構造、参加者の性格、市場占有率、参入障壁、競争状況など市場の特徴、申請者及び回答企業の提出した情報の性格、質及び量を検討し、その結論に至った根拠を説明することが求められる。
- かかる説明は、数量評価、価格比較法、反実仮想分析などによって、また、質的分析も適切である場合もあり得る。
- 第三国価格をベンチマークの基礎とした場合、同価格を輸出国との比較優位の差で調整しなければならない。

③米国・ＥＵにおける事例

公的機関の認定、第三国ベンチマークの適用については、米国・EU の実務家からのヒアリングにおいて、最近の事例の紹介があった。

米国については、2019 年の米国の中国産炭素鋼及び合金のねじ棒（Carbon and Alloy Steel Threaded Rod）に対する CVD 措置において、米国商務省は、原材料を供給する国有企業や民間企業の情報（定款や年次報告書、所有者や経営者に関する情報）を中国政府が提供しなかったため、AFA を適用し、「公的機関に関するメモランダム」に基づき、国有企業及び取締役会に共産党員が顕著に存在する民間企業は SCM 協定上の公的機関に該当すると認定した。第三国ベンチマークについても、中国政府が原材料となる線材及び棒鋼に関する情報（国内生産量、生産額及び消費量）が過去の調査において中国政府が入手可能と判明しているにもかかわらず、本調査において提出しなかったため、AFA を適用し、中国の国内市場が中国政府の関与により歪曲されていると認定し、国際価格をベンチマークとして適用した。結果、当該事例では賦課税率は 31.02% - 66.81%となった。

EU についても、第三国ベンチマークが適用された事例として、表面処理鋼板及び合金鋼鋼板類（Organic Coated steel Products）に対する CVD 措置が挙げられ、当該事例では中国政府も企業も応訴しなかったため、国際価格がベンチマークとして適用されたとの紹介があった。なお、当該事例では賦課税率は 13.7% - 44.7%となった。

このように、米国・EU いずれにおいても、AFA や FA を適用し、第三国ベンチマークを適用した場合、賦課税率が高くなることが見てとれた。

３）CVD 措置を活用する意義は何か、AD 措置と同時に調査すべきか

CVD 措置を活用する意義及び AD 措置と同時に調査をすることについて、AD 措置との違いや二重救済の問題への対応を含めて、米国・EU の実務家へのヒアリングの結果、及び WTO における規律からその注意点について考察した。ヒアリングのポイントは以下のとおりである。

①米国・ＥＵの実務家へのヒアリング

A）米国

米国については、AFA を適用して CVD 措置で高い関税を賦課していることから、その効果についての議論は少ないと考えられるところ、AD との同時調査について重点的にヒアリングを行った。

（AD との同時調査）

- AD と CVD を同時調査する事例が多い米国においては、まず前提として、NME に対しては、AD 法と CVD 法の下で二重救済を課してはならないという規定があるため、米国商務省は、NME への二重課税を確実に回避するために質問状（Double counting questionnaire）を送付しているとのことであった。一方、AD 法と CVD 法は別の行為を規律しているものであり、輸出価格を変えずに補助金を受け取る、または株主に還元することなどもあり得るため、AD 措置と CVD 措置を同時に申請するプラクティスが一般的である。

B）EU

EU については、CVD 措置において必ずしも大きなマージン率が見込まれるわけではない中で、AD と同時に調査をする意義についてヒアリングを行った。

（CVD 措置を行う理由）

- CVD 措置が貿易救済措置により公正な根拠（moral high ground）をもたらし、AD 措置を発動する背景を強調することとなることに加え、CVD 調査を行うことにより、調査対象国の情報を得ることができ、政府間協議など別の救済手段により問題解決に資する可能性もある。

（AD との同時調査）

- AD との同時調査について、近年の動向として、AD 措置で代替価値法[11]を使う手法が登場し、高いダンピングマージンが出るケースもあり、Lesser duty rule[12]が適用される場合など CVD 措置を使う余地も残されているが、関税率を高くするために AD 措置と CVD 措置を同時申請する必要はなくなってきている。

（２）対象国からの報復の懸念

課題（２）の産業界が懸念する対象国からの報復の可能性について、米国・EU の実務家へのヒアリングの中で各国における状況を聴取した。

１）米国・EU の実務家へのヒアリング結果

この点に関して、実際に CVD 措置を発動している米国・EU の実務家にヒアリングを行ったところ、いずれの国においてもやはり、実際に報復を受ける場合もあるとの意見があった。ただし、実際には相手側の企業による報復がほとんどであり、国レベルでの管理や介入といった報復については、各国との協力が重要との見解が示された。

まず、米国においては、中国が米国に対して PMS（Particular Market Situation, 特殊な市場状況）[13]を使って直接的に報復してきた事例もあり、特に農産品や化学品がターゲットにされることが多いが、報復のリスクはありつつも、政策的な観点からは、他によい代替手段はないため、CVD 措置を活用していると考えられるとのことであった。また、こうした報復のような国による管理や介入が、重大な損害を及ぼすことに関しては、国際的にも共通認識ができているため、今後、そうした状況を回避する観点から、各国との協力がより重要となるとの見解が示された。

次にＥＵにおいても、やはり、相手国が報復を持ち出すケースはあるとのことだった。ただし、政治的な理由により国レベルで報復がなされることも考えられるが、通常は、報復について持ち出すのは相手国企業がほとんどであり、報復が生じるかどうか予測することは困難であるとの見解であった。

（３）CVD 措置を含む貿易救済措置の活用に向けた産業界の取組

日本の産業界において、CVD 措置の認知度が不足している、という課題に関して、一部の業界での貿易救済措置の活用に向けた取組として、鉄鋼業界における「重点監視品目」に関する AD モニタリングシステ

---

[11] 非市場経済国に対する AD 調査において、調査対象国ではなく市場経済国である第三国の市場における原材料単価、当該第三国の生産者の販売一般管理費・利潤等を用いて正常価格を算定する方法。

[12] AD 協定 9.1 条に基づき、AD 措置において、ダンピングマージンが国内産業の損害を除去するために必要なマージンよりも大きい場合に、AD 関税の課税率をより低いマージンである後者に基づき算定する運用を行うルール。

[13] AD 協定 2.2 条

ムの構築、化学業界における貿易パターンと通商リスクの分析及び AD/CVD 応訴対応についてヒアリングを行った。

1）鉄鋼業界（AD モニタリングシステム）

日本の鉄鋼業界においては、AD 措置の申請を適時適切に検討するため、業界団体において、鉄鋼の品目毎に毎月の輸入量や輸入価格のモニタリングを行っている。モニタリングの対象となる国・品目は、AD 措置と CVD 措置とで共通していることから、CVD 措置の検討に向けた輸入モニタリング方法の参考として、AD 措置に関する「鉄鋼モニタリングシステム」について、ヒアリングを行った。

【参考】「鉄鋼モニタリングシステム」について

日本鉄鋼連盟公正貿易委員会では、安値輸入の動向を把握し、実際に AD 申請を行う場合の備えに万全を期すため、AD 申請の対象となる可能性のある国・品目を「重点監視品目」とする「鉄連モニタリングシステム」を構築した。

同システムにおいては、「重点監視品目」の毎月のモニタリングを通じて、「AD マージン」、「市場浸透率（数量の被害）」、「プライスアンダーカッティング（価格の被害）」を品目ごとに把握している。

「鉄鋼モニタリングシステム」の運用に関しては、財務省通関統計公表日にシステムから帳票を出力・編集し速報版を即日会員各位に送付する。その上で、月初に公正貿易検討 WG を開催し、会員各位とモニタリング内容の分析を実施する。モニタリング資料に対する意見がフィードバックされた際は、その内容を踏まえてモニタリングシステムを改良し続けている。

さらに、「鉄鋼モニタリングシステム」は、経済産業省の「輸入モニタリングシステム」と連携しており、業界別カスタマイズ版の第一弾として「業種別モニタリングシステム（鉄鋼編）」が当省 HP に展開されている。この連携により、自社の関連産品や、安値輸入が懸念される品目や国に関して、より生産・販売実態に即した輸入動向を把握し、ダンピング輸入による国内産業の衰退及び自社利益への損害リスクを早期に感知することが可能となる。このことは、貿易救済措置の発動に向けた備えの一層の充実に寄与する。

なお、韓国、台湾、中国との鉄鋼対話の際には、公正貿易検討 WG の意見を踏まえて輸入材に関する発信資料を作成し、弁護士によるコンプライアンスチェックを経て、対話の場で発信する。この資料はそのまま「鉄鋼モニタリングシステム」の資料として取り込み、以降の鉄鋼対話の際に、設定を変更しつつ活用している。

また、ヒアリングにおいては、CVD 措置の申請に向けた他国の補助金のモニタリングに関しては、外国政府による補助金に関する情報公開が不十分なことなどにより、情報収集が非常に難しく断念した、との経験談が共有された。この点については、CVD 措置に関する情報収集及びデータベース化と併せて情報のアップデートが不可欠であること、そのためには各国の調査当局の調査関連資料の分析、各国の当局との交流による情報収集等が重要であることに加えて、サプライチェーン上どのような部分に補助金が入っている可能性がありそうかなどの他業界との情報交換・共有も有効であると考えられる。

2）化学業界（X 社の取組）

化学業界では、貿易救済措置を含む様々な通商政策の活用に向けた取組を行っている X 社に対してヒアリングを行った。同社では、ここ数年で自社グループの主なグローバルサプライチェーンを洗い出し、関税の支払い総額を確認する中で、FTA 特恵関税の利活用の促進や、米中貿易紛争や貿易救済措置の事業への影響分析等を行っている。

① 貿易パターンと通商リスクの分析

貿易救済措置を含む通商政策の活用に当たっては、まず自社グループのグローバルサプライチェーンと通商リスクについての分析が必要とのことであった。X 社ではまず、グループ企業へのヒアリング調査を実施し、HS コード単位のグローバルサプライチェーンマップを作成した（その後、不定期に更新中）。次に、生産ロケーションマップをもとに生産・販売情報について分析し、前述のサプライチェーンマップと併せて、詳細な項目にわたる貿易パターンを整理し、（3-(3)-1 表）のような形式で取りまとめた。

（3-(3)-1 表）AD・CVD・SG の発動国別リスク分析基礎資料- 輸出製品・貿易パターン-

▪ <発動国 A>

①弊社グループから発動国 A への製品輸出						
輸出国	輸出産品（英語名）[製品名]	輸出産品生産者	A 国内の輸出産品販売会社	産品の用途	A 国内の生産者	他国からの輸入可能性
日本						
B 国						
C 国						
D 国						

②弊社グループが原材料を供給するグループ外生産者の発動国 A への製品輸出							
輸出国	原材料［製品名］	原材料生産者	原材料販売会社	輸出産品（英語名）	輸出産品生産者	A 国内の輸出産品生産者	他国からの輸入可能性
B 国							

③弊社グループが発動国 A で製造する製品に使用する、グループ外生産者による原材料の輸出						
輸出国	輸出産品（英語名）	輸出産品生産者	産品の用途	輸出産品を原材料として A 国内で製品を製造する弊社グループの会社	A 国内の輸出産品生産者	他国からの輸入可能性
C 国						

▪

X 社では、こうしたサプライチェーンと生産ロケーションをあわせた情報をもとに、WTO の情報と突合し、グループの輸出産品もしくは類似品に対する、過去の AD 措置や CVD 措置、セーフガード（SG）措置の発動状況（どの産品が、どの国から打たれているか等）を把握し、詳細に集計・分析を行っていった。特に、原料調達から販売にいたるまでのサプライチェーン情報の収集にあたっては、その目的を関係者と共有し、時間をかけて実施する必要があるとのことであった。こうしたプロセスを経て、X 社は「将来、貿易救済措置を打たれる可能性のある国や事業」について、整理していった。

また X 社では、貿易救済措置への取り組みを組織知とするため、各種対応マニュアルを整備している。具体的には、①主要国法ベースでの AD、CVD 措置の詳細マニュアル、②WTO 協定ベースでの概要説明マニュアル、③AD 措置を打たれた場合の初動対応マニュアルの、計 3 種類のマニュアルを作成し、詳細版以外を全社へ配布しているとのことであった。

② 通商政策の活用に向けた企業内での啓蒙活動に当たってのポイント

また、X 社へのヒアリングの中で、通商政策の活用を企業内で啓蒙・推進していくに当たってのポイントについて、以下のとおり指摘があった。

- AD 措置や CVD 措置などは事業収益に大きな影響を与える重要アジェンダであり、日頃から情報収集を行なっておくことが大事。さらに AD 措置を含む様々な通商政策の活用を、「事業戦略の有効な打ち手」とするためには、各事業部門の責任者の理解が必要であり、そのためには、貿易救済措置や貿易紛争、FTA 活用などの通商政策を、事業活動と関連付けて包括的に説明し、通商政策を「事業戦略を進める上で必要な重要アジェンダ」として理解してもらうことが重要。
- 特に貿易救済措置に関しては、打たれた際の対応にとどまらず、発動することも含めて戦略ツール化していくためには、事業にとっての「費用対効果」が重要なポイントとなる。すなわち、発動に要する期間や工数をはじめ、成功確率や事業戦略への影響などを、他企業の実施事例を含めて、把握しておくことが重要。調査当局に対しては、より一層のデータ整備、情報提供やアウトリーチ活動をお願いしたい。
- 企業内での具体的な啓蒙策としては、日頃の事業部門とのコミュニケーションの他、例えば事業部門や海外現地法人の責任者向けの研修等が有用ではないか。

また、X 社からは、経済産業省による通商政策の啓蒙、普及に当たっての成功事例として、「EPA 相談デスク」の紹介があった。「EPA 相談デスク」は、EPA 特恵関税の活用について費用負担なく相談や学習の機会を提供しているため、EPA 活用を進める上で極めて有益とのことであった。さらに、JETRO が主催する各種セミナーも大変有益であり、経済産業省や JETRO、企業の通商担当者等が連携して、産業界に対する「通商政策・手段」の周知、紹介、啓蒙をより一層進めるべきとの指摘があった。その他、貿易救済措置に関する産官の連携事例として、かつて日本貿易会の付属機関であった「公正貿易センター」の紹介があった。

同センターは、貿易救済措置の発動、被発動対策について企業に丁寧なアドバイスを行い、各種シンポジウム等も行っていたが、こうした機能・機関が必要ではないかとの指摘もなされた。

４．各課題に関する今後の対応の方向性

これまで見てきたとおり、CVD 措置は米国のように FA・AFA を積極的に適用しなければ、必ずしも高関税とはならない。一方で、CVD 措置は輸出国の貿易歪曲的な補助金を直接相殺する措置であることから、他国の貿易歪曲措置に対して直接是正を働きかけることとなり、AD 措置を発動する政策的根拠を強調することができるとともに、CVD 調査を通じて調査対象国の情報を得る、また政府間協議など別の救済手段により問題解決に資するなど、関税措置だけにとどまらない効果を得ることも期待できる。米国や EU など日本と価値観を共有する国々が CVD 措置を戦略ツールの一つとして使っており、自由貿易体制のアップグレードを支える経済秩序の形成という観点から、日本においても、公平な競争条件の確保に向けて、他国による市場歪曲的な措置に対しては、AD 措置だけでなく CVD 措置も適時に活用できる環境を整備することがのぞましい。

一方で、今回、CVD の活用に向けて、多くの課題があることが明らかとなった。

まず（１）補助金の情報が集めにくい一方で、韓国産 DRAM の先例が示すとおり、いかにタイムリーに情報を得て、CVD 調査を開始し、措置を発動できるかが重要である。

この点、１）申請段階で、膨大な補助金から調査対象とすべき補助金に当たりをつけるための手法の構築が必要である。例えば米国や EU の過去の発動事例における補助金をリストアップすることや、WTO への補助金通報や報道ベースで情報を得ることも有効と考えられる。これらに加え、産業界内での積極的な情報共有、OECD 等のレポートからどの産業にどのような補助金が流れているかを情報収集することも有効である。こうした情報を経済産業省から産業界に積極的に提供していくとともに、CVD 申請に必要な情報についてのガイダンスを示すなど、個別案件の事前の相談についても相談の初期の段階からきめ細かく対応し、具体的な品目、補助金の絞り込みに向けて業界・企業と一体となって対応していくことが重要である。このため、CVD 申請の相談窓口の整備・体制強化が必要である。また、加盟国による WTO への補助金通報の履行の確保など、通商政策との連携も必要不可欠である。

次に、２）調査段階においては、いかに正確かつタイムリーに情報を得るかが重要であるところ、当局間での情報共有をより積極的に実施する、あるいはそうした仕組みを構築することが重要である。国際的にも一部の国による大規模な産業補助金を通じた市場歪曲的な行為への対応が問題となる中、各国の調査当局間で補助金の情報を共有し、ひいては CVD 措置を実際に発動するところまで連携して対応する仕組みを構築することも有効であると考えられる。

また、補助金の情報が入手しにくい中で、FA の適用を前提にどこまで証拠を集める必要があるのか、調査当局としてスタンスを定めておくことも重要である。その上で、補助金の存在の認定に当たっては、相手国政府や調査対象企業の回答だけでなく、各国の日本大使館や JETRO 等の出先機関、OECD 等の国際機関の調査ルートやレポート等も活用することが考えられるか検討していく必要がある。さらに、第三国ベンチマークがどのように用いられるべきか、現行の WTO ルールの妥当性も含めた検討を行っていくことも不可欠である。

次に、（２）産業界が CVD 措置の活用に消極的な理由として、相手企業・相手国政府による報復の懸念が挙げられる。この点について、米国・EU からのヒアリングでは主に相手国企業が報復を持ち出すケースはあるが、必ずしも報復があるわけではないとの紹介があった。また、高付加価値品の生産が多く、補助金をあまり受けていない日本の産業について、報復の懸念は当てはまらないのではないかという見方も示された。これまで、日本の貿易救済措置が WTO に提訴された例はほとんどなく、むしろ日本が貿易救済措置を打たれる場合が圧倒的に多い中で、日本が CVD 措置を発動した場合に報復されるのか、例えば他国の貿易救済措置の発動と WTO 提訴や報復的な貿易救済措置の発動との間の相関関係の有無について、分析を行うことも一案であると考えられる。また、個々の業界・企業が取ることのできる対策として、CVD 措置を打たれる可能性のある補助金があるのかどうか、また、CVD 措置の対象国からの報復の対象となりうるような輸出品があるのかどうか、分析を行うことも必要であると考えられる。さらに、AD 措置を始めとする CVD 措置以外の非関税障壁による報復があり得るのかどうか、経済産業省通商政策局の各地域担当や、JETRO とも連携して、幅広い視点からのリスク分析を行うことも考えられるほか、報復を持ち出す懸念のある相手国に関しても、相手国政府とのチャネルをしっかり維持することや、国際的な協力により対応できるような他国との連携の構築が必要である。

さらに、（３）サプライチェーンのグローバル化が進展する中で、企業は多くの産業補助金を活用し、したたかな各国企業との争いに対応していくことが求められている。こうした中で、業界・企業において貿易救済措置を活用することが事業戦略として位置づけられていくことも重要である。調査当局としてはセミナーやニューズレターを積極的に活用して、引き続きアウトリーチ活動を行うとともに、こうした措置が身近なものとなるよう産業界と積極的なコミュニケーションを図っていく必要がある。その際、産業界、ひいては消費者を含めた国民全体に対して、他国の不公正な貿易措置に対してこうした貿易救済措置を通商ルールに従って活用することが、一企業の利益にとどまらず、国内生産拠点の維持により国民生活の安全につながるとともに、国際社会における法の支配にも寄与するといった政策的な意義についても発信していくことを心がけるべきである。

その上で、貿易救済措置が実際にツールとして活用できるようなものになるためには、まず企業が自社の原料調達から販売までのサプライチェーンを分析した上で、競争する他国の産品の輸入量や価格の動向

の状況・当該産品に対する他国の貿易救済措置の発動状況をモニタリングし、通商上のリスクを正しく把握することが不可欠であるとともに、他業界や他企業での取組事例について共有できるような仕掛け作りも有効と考えられる。また、貿易救済措置に対する産業界の潜在ニーズに応えるためには、人員の増強・調査技術の向上含め、調査当局の機能強化が必要である。さらに、通商法の専門人材を育成するため、調査当局として、大学や法科大学院へのアウトリーチ活動にも取り組むことが長期的な視点からも重要と考えられる。

最後に、昨今、気候変動への対応、サプライチェーンのより一層のグローバル化を背景として、世界規模で産業・貿易構造の変化が進展する中、既存の貿易救済措置のルール執行だけでは対応できないような問題が多数見受けられる。例えばアルミや半導体といった分野において大規模な産業補助金が投入され、市場歪曲的な動きが加速しており、国際的にどう対応するのかが課題となっている。こうした中、EU では、補助金による越境投資の活発化といった課題に対応するため、中国が「一帯一路」構想の一環として行ったエジプトにおける中国資本への資金的援助について、既存の CVD 措置の適用を認めている。また、米国は国内法を改正して他国の為替操作に対して CVD 措置を発動するなどの動きもあり、引き続き、CVD 措置をめぐる各国の動向を注視していく必要がある。

また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けても、各国は大きな産業構造の変化を実現する必要があり、例えば EU では炭素国境調整措置の導入等、様々な補助金や規制・ルールの導入を模索している一方、米国は ETS（Emissions Trading System＝排出量取引制度）の優遇をうけたドイツ鉄鋼業に対して調査、発動するなど、環境政策に係る貿易問題も増加の一途をたどっている。

このように、グローバルな課題に対応した国際的な産業構造の変化により、従来の貿易救済措置のルール執行のあり方では対応できないような問題が出てくる中で、補助金に関する情報共有、ひいては貿易救済措置の同時発動など、各国との連携がより一層、重要となっており、また、新たな課題に対してどのように貿易救済措置を活用できる形にしていくかが、今後の課題であり、さらなる検討が必要である。

（以上）

別添１

産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会
委員名簿

令和３年８月１９日現在

委　　員

安藤　光代	慶應義塾大学商学部教授
鍵山　博哉	日本化学繊維協会業務調査グループ主幹
川瀬　剛志	上智大学法学部教授
河辺　隆治	一般社団法人日本化学工業協会国際業務部部長
後藤　亜希子	公益財団法人流通経済研究所主任研究員
中谷　和弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中谷　淳	一般社団法人電子情報技術産業協会通商委員会委員長
服部　薫	長島・大野・常松法律事務所パートナー
藤岡　博	公益財団法人日本関税協会理事
三石　誠司	宮城大学食産業学群教授
宮崎　寛	東京大学社会連携本部卒業生部門長
宮本　史昭	一般社団法人日本貿易会常務理事
唯根　妙子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会消費生活アドバイザー
渡井　理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
和田　照子	一般社団法人日本経済団体連合会国際経済本部長

（敬称略、５０音順）

別添２

WTO 紛争における補助金相殺関税の争点

高崎経済大学経済学部国際学科
教授　　梅　島　　修

はじめに

2007 年、米国商務省はそれまでの方針を変更し、中国産品輸入に対して相殺関税を賦課すこととした[1]。それ以来、米国や中国が行った相殺措置調査及び決定の「補助金及び相殺関税に関する協定」（*"Agreement on Subsidies and Countervailing Measures"*, 以下「SCM 協定」）との整合性、特に次の点が WTO 紛争において問題とされてきた。本稿はそれらについて概説する。

- 相殺措置調査申請書に添付すべき補助金 3 要件の証拠。
- 国有企業は「公的機関」として資金面での貢献の交付主体と認められるか。
- 第三国価格を市場価格指標（以下「ベンチマーク」）として利益を認定できるか。
- アンチダンピング関税（以下「AD 関税」）と相殺関税を同時に賦課することは認められるか。

1.　相殺措置調査申請書に添付すべき補助金 3 要件の証拠

1.1　概要

SCM 協定 11.2 条は、相殺措置調査を求める申請書には調査を求める補助金の「存在」を示す「十分な証拠」を含めることと規定し、11.3 条は、調査当局に「当該証拠の正確さ及び妥当性について検討する」ことを義務付けている。

WTO パネルは、この要件につき後述 1.2 で概説する事例により次の点を明らかとした。

- 相殺措置調査を求める申請書には、問題とする措置が SCM 協定に規律する「補助金」とされるための 3 要件、すなわち、資金面での貢献、利益及び特定性の存在を示す証拠が含まれていなければならない。
- かかる証拠は各要件の存在を示す又は証明する方向にある程度で十分である。
- 調査当局は、かかる証拠なくして相殺措置調査を開始することはできない。

[1] *Amended Preliminary Affirmative Countervailing Duty Determination: Coated Free Sheet Paper from the People's Republic of China*, 72 Fed. Reg. 17,484 (April 9, 2007) 参照。

1.2 関連する個別事例

(a) *China – GOES* パネル報告書[2]

米国は、中国産業が提出した米国産電磁鋼板（Grain Oriented Flat-Rolled Electrical Steel, “GOES”）の相殺措置調査を求める申請書に補助金の存在を示す十分な証拠がないにも係らず中国商務部が調査開始を決定したことは SCM 協定 11.2 条、11.3 条に不整合であると主張した。

パネルは、調査開始を決定するためには、11.2 条(iii) の “nature of the subsidy” の文言から、資金的貢献、利益及び特定性の各要件についての証拠が必要とされるが[3]、同条の「十分な証拠」の要請は根拠に欠ける申請を排除することを目的としたものであり、補助金が実際に存在すること又は証明する方向にあることを示す程度の証拠で十分である、との基準を示した[4]。

その基準に照らし、パネルは、申請書に記載された補助金のうち 2 件について資金面での貢献を示す証拠がなく、4 件については利益、3 件については特定性を示す証拠がないとして、SCM 協定第 11.3 条に不整合であると判断した[5]。

(b) *US – Countervailing Measures (China)* パネル報告書[6]

中国は、2007 年から 2012 年の間に米国が 12 品目の中国産品に対して開始した相殺措置調査について、補助金とされた物品の提供を行った国営企業が公的機関であることを示す十分な証拠がなく、したがって資金面での貢献を示す証拠がないまま相殺措置調査を開始したとし、SCM 協定第 11.2 条、第 11.3 条に不整合であると主張した。

パネルは、上述の *China – GOES* パネルの示した証拠基準に同意して、本紛争に先立つ *US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*事件において上級委員会がある団体の株式を政府が保有しているという事実のみをもってして当該団体が SCM 協定第 1.1 条(a)(1) の公的機関であるとの最終決定を行うことはできないとの判断を示していた[7]ところから、政府による株式所有の事実は団体を公的機関と最終決定する証拠としては不十分であるが、政府による権限の委託を示す証拠となり得るものであり、調査を開始するための証拠としては十分であるとの判断を示した[8]。

---

2 Panel Report, *China – Countervailing and Anti-Dumping Duties on Grain Oriented Flat-Rolled Electrical Steel from the United States*, WT/DS414/R and Add.1, adopted 16 November 2012, upheld by Appellate Body Report WT/DS414/AB/R, DSR 2012:XII, p. 6369.

3 *Ibid*, paras. 7.59-7.61.

4 *Ibid*, paras. 7.55-7.56.

5 *Ibid*, paras. 7.65-7.147.

6 Panel Report, *United States – Countervailing Duty Measures on Certain Products from China*, WT/DS437/R and Add.1, adopted 16 January 2015, as modified by Appellate Body Report WT/DS437/AB/R, DSR 2015:I, p. 183

7 Appellate Body Report, *United States – Definitive Anti-Dumping and Countervailing Duties on Certain Products from China*, WT/DS379/AB/R, adopted 25 March 2011, DSR 2011:V, p. 2869, para. 310.

8 Panel Report, *US – Countervailing Measures (China)*, paras. 7.150-7.151.

2. 国有企業は「公的機関」として資金面での貢献の交付主体と認められるか。

2.1 概要

SCM 協定 1.1 条(a)(1)柱書は、その規律の対象となる補助金であると認定するための 3 要因の 1 つである資金面での貢献は「政府」または「公的機関」が交付したものと規定している。

上級委員会は、後述 2.2 で概説する事例を通して、資金面での貢献の交付主体と認められる「公的機関」とされる団体の判断基準を次の通り示した。

- 「公的機関」とは「政府の権限を保有し行使し又は賦与されている団体」である。
- 政府がある団体の株式を所有し、役員を派遣するなどの手段によって団体に「意味ある支配」を行っているからといって、直ちに当該団体を「公的機関」と認定できるものではない。
- ある団体が資金面での貢献として行ったと主張されている行為が政府機能の行使であるか否かは、当該団体が「公的機関」であるか否かの判断とは無関係である。

2.2 関連する個別事例

(a) *US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*上級委員会報告書[9]

米国商務省は相殺措置調査において、中国国有企業及び中国商業銀行は「公的機関」であるから、それらが供給する原材料及び融資はそれぞれ資金面での貢献にあたると決定した。中国は、かかる決定は SCM 協定 1.1 条(a)(1)柱書に不整合であると主張して WTO 紛争を提起した。

上級委員会は、SCM 協定 1.1 条(a)(1) 柱書は政府及び公的機関を集合的に「政府」と定義しており、政府と公的機関との間には本質的な性格に一定の共通性があるとした。この広義の「政府」は同項 iv 号の「民間団体」と対比されるもので、政府の機能を遂行する権限が賦与され、行使していることが「公的機関」の本質的機能である[10]として、公的機関とは「政府の権限を保有し行使し又は賦与されている団体である」[11]との解釈を示した。

かかる解釈を本件に適用して、上級委員会は、原材料を供給する中国国有企業の株式を中国政府が所有している事実のみをもって公的機関であると認定したことは SCM 協定 1.1 条(a)(1)に不整合であると判断した[12]。その一方で、国有商業銀行について米国商務省は中国政府が株式を所有している事実のみならず、「国家の工業政策のガイダンスに従って … 融資業務を行う」と規定している中国の商業銀行法、中国銀行の同趣旨の文書、国有商業銀行は

---

9 Appellate Body Report, *United States – Definitive Anti-Dumping and Countervailing Duties on Certain Products from China*, WT/DS379/AB/R, adopted 25 March 2011, DSR 2011:V, p. 2869

10 *Ibid,* para. 294.

11 *Ibid,* para. 317.

12 *Ibid,* paras. 346-347。

中国共産党の顕著な影響下にあると指摘している OECD 報告書などに基づいて公的機関であると認定しており、SCM 協定 1.1 条(a)(1)に不整合な決定ではない[13]、とした。

(b)　*US – Carbon Steel (India)*上級委員会報告書[14]

米国商務省は、National Mineral Development Corporation （以下「NMDC」）について、インド政府による 98%の株式所有、同政府による会長、社長及び 4 役員の選任、その他 7 名の取締役選任への積極的関与、同政府による経営支配から、インド政府による「意味ある支配」があるとして NMDC を公的機関と認定した。インドは、かかる決定は SCM 協定 1.1 条(1)(a)に不整合であるとして WTO 紛争を提起した。

上級委員会は、パネルが政府による「意味ある支配」が認められる一定の事例では公的機関と認められる[15]としたことに誤りはないとしたものの、米国商務省は NMDC が政府機能を行使していたか否かを検討せず、インド政府による NMDC 株式所有及び同社の支配を示す証拠により公的機関と判断しており、SCM 協定 1.1 条(1)(a)に不整合であるとした[16]。

(c)　*US – Countervailing Measures (China) (Article 21.5 – China)* 上級委員会報告書

米国商務省は、上述 2.2(a)で概説した *US – Countervailing Measures (China)* 上級委員会報告書を受けて、中国政府の投資企業が公的機関であるか否かを再調査した。その結果、中国においては社会主義市場経済の保持及び国家セクターの独占的地位の維持が中国憲法上の政府の任務であり、かかる法的責務を果たす行為は中国の法秩序において政府行為とされると認定した。さらに、中国政府は、国有企業に「意味ある支配」を行うことにより「国家セクターが市場の独占的地位を維持し、社会主義市場経済を保持するという政策目標達成のための道具」として国有企業を利用しているものであると認定した。以上から、米国商務省は、原材料の製造者である国有企業は政府権限を保有し、行使し、賦与されているものであるから公的機関であると再認定した。

中国は、ある団体の行為が SCM 協定の「公的機関」としての行為であるとするためには当該行為が政府の権限を行使したものでなければならないと主張し、米国商務省の認定は依然として SCM 協定に不整合であるとして履行確認を求める WTO 紛争を提起した。

パネルは、米国商務省は問題とされた団体自身が公的機関と認められる中核的特徴及び機能を有しているか否かを基準として公的機関と認定したと判断して、同認定は SCM 協定に整合していると判断した[17]。

13　*Ibid,* paras. 350-356。

14　Appellate Body Report, *United States – Countervailing Measures on Certain Hot-Rolled Carbon Steel Flat Products from India*, WT/DS436/AB/R, adopted 19 December 2014, DSR 2014:V, p. 1727

15　Panel Report, *United States – Countervailing Measures on Certain Hot-Rolled Carbon Steel Flat Products from India*, WT/DS436/R and Add.1, adopted 19 December 2014, as modified by Appellate Body Report WT/DS436/AB/R, DSR 2014:VI, p. 2189, para. 7.82-7.89

16　Appellate Body Report, *US – Carbon Steel (India),* para. 4.36

17　Panel Report, *United States – Countervailing Duty Measures on Certain Products from China – Recourse to Article 21.5 of the DSU by China,* WT/DS437/RW and Add.1, adopted 15 August 2019, as modified by Appellate Body Report WT/DS437/AB/RW, paras. 7.44-7.48, 7.55-7.63

上級委員会はパネルの判断を支持して、公的機関であるか否かの判断は SCM 協定 1.1 条(1)(a)(i)乃至(iii)に該当する行為が政府的であるか否かではなく、かかる行為を行っている団体が政府的であるか否かによるのであり、特定の資金面での貢献の行為を行うにあたり政府機能を行使していることを要しないとの判断を示した[18]。

3. 第三国価格をベンチマークとして利益を認定できるか。

3.1 概要

(a) 利益の認定と補助金額の算出に係る SCM 協定の規定

SCM 協定 1.1 条(b) は資金面での貢献により利益がもたらされていることを SCM 協定の規律に服する補助金の要件と規定している。また、SCM 協定 14 条(a) 乃至 (d) は、資金面での貢献のうち出資、貸付、債務保証、物品若しくは役務の提供又は物品の購入の 4 形態について、受領者が市場から得られるそれらサービス又は物品の取引（以下「ベンチマーク」）との比較により補助金額を算出すると規定している。

上級委員会は *Canada – Aircraft* 報告書において、1.1 条(b) 該当性は受領者が利益を受領したか否かという視点から判断されるとした。さらに、利益とは資金面での貢献を受領しなかった場合に市場から得ることのできた取引と資金面での貢献との比較により判断されるものであり、その旨は SCM 協定第 14 条の規定により裏付けられているとした[19]。

(b) 争点：ベンチマークの認定

上級委員会は、後述 3.2 で概説する事例を通して、物品の提供による資金面での貢献の補助金額を認定するにあたり補助金交付国の国内価格以外の価格をベンチマークとして使用することについて、次の判断を示した。

- 補助金交付国の国内市場価格がない、かかる価格が歪曲されているなど、かかる価格をベンチマークとできない状況である場合に限定される。
- 調査当局は政府関連企業が市場を支配している（dominant）と判断するのみでは国内価格が歪曲していると判断する証拠としては不十分である。
- 調査当局は、政府の介入により国内価格が歪曲されていることを立証するためには、市場の特徴、申請者及び回答企業の提出した情報の性格、質及び量を検討し、その結論に至った根拠を説明することが求められる。
- かかる説明は、数量評価、価格比較法、反実仮想分析などによって、また、質的分析も適切である場合もあり得る。

---

[18] Appellate Body Report, *United States – Countervailing Duty Measures on Certain Products from China – Recourse to Article 21.5 of the DSU by China,* WT/DS437/AB/RW and Add.1, adopted 15 August 2019, paras. 5.100- 5.105.

[19] Appellate Body Report, *Canada – Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft*, WT/DS70/AB/R, adopted 20 August 1999, DSR 1999:III, p. 1377, para. 158.

- 第三国価格をベンチマークの基礎とした場合、同価格を輸出国との比較優位の差で調整しなければならない。

3.2 関連する個別事例

(a) *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会報告書[20]

米国商務省は、立木伐採者はカナダ州政府から立木伐採権を取得することにより同政府から軟材の提供を受けたものであるところ、その立木伐採権料が市場価格を下回っているため提供された軟材は補助金にあたるとした。その認定において、カナダ市場における立木伐採権料を却下して隣接する米国の州内の立木伐採権料をベンチマークとして使用した。

上級委員会は、SCM 協定 14 条(d) の文言から輸出国の市場以外の民間価格をベンチマークとして使用することは排除されていないとしたものの、輸出国の市場価格が同号における一義的なベンチマークであり、当該価格を使用することができないことを個別に立証しなければならないとした[21]。

かかる解釈を米国商務省の判断に適用して、政府が輸出国市場における物品の顕著な供給者であるということそれ自体で当該市場が歪められており輸出国の民間価格をベンチマークとして使用できないとした米国商務省の認定は、第三国ベンチマークを使用する根拠として不十分であるとした[22]。

また、第三国の価格をベンチマークとして使用する場合、当該第三国と輸出国との比較優位の差を調整しなければならない、との判断を示した[23]。

(b) *US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)* 上級委員会報告書 (WT/DS379)

米国商務省は、公的機関と認定した国有企業が供給した熱延鋼板が中国市場の 96.1%を占めるとの証拠及び中国政府から検証できる情報の提供がなかったことからファクツアベイラブルに基づき、熱延鋼板市場は歪曲されていると結論した。国有商業銀行が提供したした融資について、国内の融資は政府により歪曲されておりベンチマークとして使用できないとした。

上級委員会は、政府が顕著な(significant)供給者である場合、かかる事実のみをもってしては国内市場が歪曲されていると認定できるものではなく、政府の市場占有率以外の要因に関する証拠が必要であるとした。政府が独占的な(predominant)供給者である場合に市場が歪曲されているとの認定を行うにあたっても政府の市場占拠率以外の要因を検討しなければならないが、政府がより独占的であればあるほど私人間の取引価格を歪曲する可能性が高く、政府の市場占拠率が非常に高い場合、その他の証拠の価値は低くなる[24]、との見解を示した。

---

[20] Appellate Body Report, *United States – Final Countervailing Duty Determination with Respect to Certain Softwood Lumber from Canada*, WT/DS257/AB/R, adopted 17 February 2004, DSR 2004:II, p. 571

[21] *Ibid*, paras. 89-90.

[22] *Ibid.,* para.101.

[23] *Ibid.,* para.108.

[24] Appellate Body Report, *US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*, paras. 441-446.

かかる分析を熱延鋼板に適用して、上級委員会は、政府の販売価格は市場支配力を有し、私企業の販売価格を政府の販売価格に合わせるようにさせる可能性が高いとして、ベンチマークとして国内民間価格の使用を拒否したことは 14 条(d)に違反しないとした[25]。国有商業銀行による融資については、米国商務省は中国政府の融資市場における独占的地位のみならず中国市場の他の状況を検討して中国の融資市場は歪曲されていると判断したものであるから 14 条(d)に不整合ではないとした[26]。

(c)　*US – Carbon Steel (India)* 上級委員会報告書

米国商務省は、NMDC がインド鉄鋼メーカーに供与した鉄鉱石を補助金と認定した。その補助金額を計算するためのベンチマークとしてインド産鉄鉱石価格は政府価格であるとして却下し、オーストラリア及びブラジル産鉄鉱石のインド顧客先渡し価格を採用した。

上級委員会は、ベンチマークの情報源には市場において決定されている限り民間企業間の取引価格及び政府関係団体を含むとし、政府が市場への支配的な物品の供給者であるからといって、資金面での貢献と認定されている政府関係価格を除く政府関係価格を直ちに排除することはできないとした。さらに、価格歪曲の分析としては、国有企業の市場占拠率の分析のみでは不十分であり、事例に応じて、市場構造、参加者の性格、市場占有率、参入障壁、競争状況など市場の特徴、申請者及び回答企業の提出した情報の性格、質及び量を検討し、その結論に至った根拠を説明することが求められる[27]、とした。

(d)　*US – Countervailing Measures (China)* 上級委員会報告書

米国商務省は、原材料市場において中国政府が独占的な役割を演じている事実、国内生産、消費、市場占拠率及びその他の事実、さらに中国政府が情報を提出しなかったところから SCM 協定 12.7 条に基づくファクツアベイラブルに基づき、中国の原材料市場は歪曲されておりベンチマークとして使用できないとした。

上級委員会は、*US –Carbon Steel (India)* において示した基準を適用して、米国商務省は政府関連企業が市場を支配している（dominant）と判断するのみで、資金面での貢献と認定された取引以外の政府関連企業との取引価格がベンチマークとなるか検討しておらず、SCM 協定 14 条(d) に不整合であると判断した[28]。

(e)　*US – Countervailing Measures (China) (Article 21.5 – China)*上級委員会報告書

米国商務省は、上述 3.2(d) の上級委員会判断を受けて中国国内価格を見直した。その結果、中国憲法は社会主義市場経済を維持し管理することを命じており、中国の法的制度は国

---

[25] Appellate Body Report, *US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*, paras. 455, 458. なお、本件では第三国市場価格の適切性は問題となっていない。

[26] Appellate Body Report, *US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*, paras. 503.

[27] Appellate Body Report, *United States – Countervailing Measures on Certain Hot-Rolled Carbon Steel Flat Products from India*, WT/DS436/AB/R, adopted 19 December 2014, DSR 2014:V, p. 1727, para. 4.157, and footnote 754 thereto. 米国はインド産鉄鉱石価格について米国の説明を退けたパネル判断を上訴していない。*Ibid*, para. 4.275.

[28] Appellate Body Report, *United States – Countervailing Duty Measures on Certain Products from China*, WT/DS437/AB/R, adopted 16 January 2015, DSR 2015:I, p. 7, paras. 4.86-4.106.

家が社会主義経済に関する命令を実施するための指標と目標を設定している、それら目標は複雑な仕組みにより実行に移されており、鉄鋼産業分野を積極的に運営することにより当該目標を実現しているとの事実認定を行い、鉄鋼価格は政府政策を反映したものであり市場により決定されたものではないためベンチマークとして使用できないと判断した。

上級委員会は、中心的問題は国外価格の使用が認められる程度に政府の介入により価格歪曲が生じているかであって、政府による市場介入それ自体ではないとした[29]。そして、価格歪曲は、事例に応じて、数量評価、価格比較法、反実仮想分析などによって、また、質的分析によっても立証することができるであろうした[30]。

かかる分析基準を本件に適用して、上級委員会は、米国商務省は経済全般、鉄鋼産業全般への政府の介入に焦点をあて、政府の介入がどのように個別の投入材市場の価格歪曲を実際に生じさせたかについて理由ある適切な説明を行わなかったところから SCM 協定 14 条(d)に不整合であると判断した[31]。

4. AD 関税と相殺関税を同時に賦課することは認められるか。

4.1 概要

GATT 6 条 5 項は「いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、ダンピング又は輸出補助金から生ずる同一の事態を補償するためにダンピング防止税と相殺関税とを併課されることはない」と定めている。

米国は 2007 年に方針を変更して以降、中国産品輸入に対し非市場経済法により計算したダンピングマージンに基づき AD 関税を賦課すると同時に相殺関税も課しているが、上級委員会は、かかる同時課税について次の判断を示した。

- 米国の採用する非市場経済法に基づく AD 関税率は相殺関税と同時に賦課されたときに同一の事態についての二重救済となる可能性がある。
- 調査当局は二重救済とならないよう積極的に検討する義務がある。

4.2 米国 AD 調査の非市場経済法に基づく正常価額の認定と相殺関税との関係

米国は、中国産品に対する AD 調査において、中国国内の取引価格は市場メカニズムから決定されたものではないため使用できないとして、各中国生産者の正常価額を次の①から⑥の計算方法である「代替価値法」を用いた構成価額により認定している。

① 調査対象産品 1 単位を生産するために要した原材料の量、直接労働者の労働時間及び光熱使用量は、中国生産者が実際に投入した量、時間を用いる。

---

29 Appellate Body Report, *United States – Countervailing Duty Measures on Certain Products from China – Recourse to Article 21.5 of the DSU by China,* WT/DS437/AB/RW and Add.1, adopted 15 August 2019, paras. 5.141.

30 *Ibid.,* para. 5.154.

31 *Ibid.,* para. 5.172, 5.203.

② 原材料の投入単価、直接労働者の時間単価、光熱費の投入単価は、中国と同等な経済発展段階にある市場経済国[32]における単価（当該国の輸入価格、輸出価格、市場価格など）、ILO 年次報告労働統計データなどを用いる。

③ ②の単価を①の数量・時間で乗じて原材料費、直接労務費、光熱費を計算し、それら合計をもって工場直接費とする。

④ 工場間接費は、③の市場経済国の生産者（以下「代替生産者」）の財務諸表上の原材料費、直接労務費、光熱費の合計額に対する償却費、賃借料など工場間接費の合計額の比率を計算し、かかる比率を③の工場直接費に掛けて計算する。

⑤ 販売一般管理費、利潤は、代替生産者の財務諸表上の売上原価に対する販売一般管理費、またそれら合計額に対する利潤の比率を計算し、当該比率を代替価値法により計算した製造原価、生産原価に乗じて計算する。

⑥ 以上の計算の合計値（=③+④+⑤）を正常価額とする。

ダンピングマージン計算は、この代替価値法により中国政府の補助金の影響を受けていない市場経済の価値に置き換えられた正常価額と、その影響を受けたままの状態である輸出価格とを比較する。他方、米国商務省は、中国産品に対する相殺措置調査において、第三国価格などのベンチマークと中国生産者の取得原価との差額をもって補助金額を認定する。したがって、代替価値法により認定されたダンピングマージン及び AD 関税率には、相殺措置調査において認定された補助金額の一部又は全部が含まれている可能性がある。

4.3 関連する個別事例

(a) *US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*上級委員会報告書

上級委員会は、相殺関税額について SCM 協定 19.4 条は “appropriate amount” と規定して補助金額よりも低い額が適切な額であり得ることを示している[33]、とした。この条項に、GATT 6 条 5 項はダンピングと同じ状態を補償するための AD 関税と相殺関税の同時賦課を禁止するとの規定が文脈を与える、すなわち、代替価値により正常価額が認定されたときは、AD 関税と相殺関税の同時賦課が二重救済となり得る[34]、とした。よって、調査当局は、AD 関税が同一の補助金を相殺することを無視してはならず[35]、GATT 6 条 3 項に基づく補助金額の決定と同様に、SCM 協定 19.3 条に基づき適切な額を決定して賦課する積極的な義務を有すると判断した[36]。

---

32 具体的な国について、*List of Surrogate Countries for Antidumping Investigations and Reviews from the People's Republic of China*, April 25, 2020, (https://www.trade.gov/sites/default/files/2020-11/China%20Surrogate%20Country%20List%20Memo.pdf)参照。

33 Appellate Body Report, *US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)*, para. 556.

34 *Ibid*, para. 569.

35 *Ibid,* paras. 571-572.

36 *Ibid.,* para. 602. なお、本件で申立国は SCM 協定第 19.4 条不整合を主張したのみで GATT 6 条 5 項違反を主張していないため、上級委員会は GATT との整合性については判断していない。

別添３

2021 年 7 月 12 日（月）

相殺関税措置に関する文献調査

慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

本調査は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室の依頼にもとづいて実施したものである。調査対象の文献は、欧米を中心とした外国の学術雑誌、ならびに、国際機関および外国シンクタンクの報告書（ワーキングペーパーを含む）であり、より具体的な選定基準は、以下の通りである。

① 米国や EU、カナダ、豪州、中国、インドといった近年比較的相殺関税措置の発動実績のある国の措置について研究した過去 10 年程のうちに公表された文献

② 越境的な補助金（いわゆるトランスナショナル補助金）に対する相殺関税措置の可能性など、サプライチェーンのグローバル化に伴う相殺関税措置の課題について取り扱った文献

③ 相殺関税措置の経済効果に関する文献

文献調査の結果は、次ページ以降の一覧表にある通りである。なお、最近の議論が有益となる観点から、公表年の新しい順に文献が並んでいる点に留意いただきたい。

以上

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
1	The Determination of Causation in the Application of Trade Remedies	Catherine E. Gascoigne	World Trade Review	20	1	2021	Catherine E. Gascoigne, “The Determination of Causation in the Application of Trade Remedies,” *World Trade Review* , Vol 20, No.1 (2021), pp.56-72	○			米国・EUの貿易救済措置（相殺関税を含む）の調査における損害・因果関係分析の手法（特に不帰責分析）を検討
2	Measuring Distortions in International Markets: Below-Market Finance	OECD	OECD Trade Policy Paper	-	247	2021	OECD, "Measuring Distortions in Internationnal Markets: Below-Market Finance," *OECD Trade Policy Paper* , No 247 (2021)	○			市場条件未満での金融支援を分野別、国別に整理し、その相殺可能補助金該当性を検討
3	The US-China Trade War and Phase One Agreement	Chad P. Bown	Peterson Institute for International Economics Working Paper	-	21-2	2021	Chad P. Bown, "The US-China Trade War and Phase One Agreement," *Peterson Institute for International Economics Working Paper* , No.21-2 (2021), pp.1-57	○		○	トランプ政権の貿易救済措置（ADおよび相殺関税）の利用状況の分析
4	The European Union’s New Move Against China: Countervailing Chinese Outward Foreign Direct Investment	Simon J. Evenett, Juhi Dion Sud and Edwin Vermulst	Global Trade and Customs Journal	15	9	2020	Simon J. Evenett, Juhi Dion Sud and Edwin Vermulst, “The European Union’s New Move Against China: Countervailing Chinese Outward Foreign Direct Investment,” *Global Trade and Customs Journal* , Vol.15, No.9 (2020), pp.413-422	○	○		トランスナショナル補助金が資金的貢献、利益、特定性の各要件を充足するかを、EUの相殺関税実務の紹介とともに検討
5	Enforcement of EU TDI Measures: Addressing the Challenges of the 21st Century	Laurent Ruessmann and Jochen Beck	Global Trade and Customs Journal	15	9	2020	Laurent Ruessman and Jochen Beck, “Enforcement of EU TDI Measures: Addressing the Challenges of the 21st Century,” *Global Trade and Customs Journal* , Vol.15, No.9 (2020), pp.423-434	○	○		トランスナショナル補助金に対する相殺関税の可能性を、迂回防止という観点から議論
6	Countervailing Measures and China’s Accession Protocol to the WTO	Marc Bungenberg and Pieter Van Vaerenbergh	Journal of World Trade	54	5	2020	Marc Bungenberg and Pieter Van Vaerenbergh, “Countervailing Measures and China’s Accession Protocol to the WTO,” *Journal of World Trade* , Vol.54, No 5 (2020), pp.749-772	○			EUの相殺関税調査における公的機関認定、利益認定の課題を分析
7	A Story Half Told: Selective Benefit Assessment in the New US CVD Rules for Exchange Rates	Jaemin Lee	Journal of International Economic Law	23	4	2020	Jaemin Lee, “A Story Half Told: Selective Benefit Assessment in the New US CVD Rules for Exchange Rates,” *Journal of International Economic Law* , Vol.23, No.4 (2020), pp.907-928	○			為替操作に対する相殺関税発動を可能にする米国の新規則について、利益要件との整合性の観点から検討

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
8	China's 'Going Global' Policy: Transnational Production Subsidies Under the WTO SCM Agreement	Victor Crochet and Vineet Hegde	Journal of International Economic Law	23	4	2020	Victor Crochet and Vineet Hegde, "China's 'Going Global' Policy: Transnational Production Subsidies Under the WTO SCM Agreement," *Journal of International Economic Law* , Vol.23, No.4 (2020), pp.841-863		○		トランスナショナル補助金の相殺可能性を、資金的貢献、利益、特定性（輸出条件性）の各要件、手続要求に照らして検討
9	Boeging v. Bombardier: Material Injury Analysis at the International Trade Commission	Justine Shields	U.C. Davis Business Law Journal	19	1	2019	Justine Shields, “Boeging v. Bombardier: Material Injury Analysis at the International Trade Commission,” *U.C. Davis Business Law Journal* , Vol.19, No.1 (2019), pp.67-94	○			米国国際貿易委員会によるカナダ産航空機に対する相殺関税調査（損害調査）を検討
10	The Adequate Legal Approach to "Transnational Subsidies" (Also Called "Extended Subsidies")	Marc Benitah	The WTO Law of Subsidies: A Comprehensive Approach	-	-	2019	Marc Benitah, "The Adequate Approach to "Transnational Subsidies" (Also Called "Extended Subsidies")," *in* Marc Benitah, *The WTO Law of Subsidies A Comprehensive Approach* (2019), pp.605-607		○		トランスナショナル補助金の相殺可能性を手続的観点から検討
11	WTO'ing a Resolution to the China Subsidy Problem	Chad P. Bown and Jennifer A Hillman	Journal of International Economic Law	22	4	2019	Chad P. Bown and Jennifer A. Hillman, "WTO'ing a Resolution to the China Subsidy Problem," *Journal of International Economic Law* , Vol.22, No.4 (2019), pp 557-578	○		○	米国の対中貿易救済措置（相殺関税を含む）の貿易転換効果の分析
12	The EU’s Modernization Regulation: Stronger and More Effective Trade Defence Instruments?	Joris Cornelis	Global Trade and Customs Journal	13	11/12	2018	Joris Cornelis, “The EU’s Modernization Regulation: Stronger and More Effective Trade Defence Instruments?,” *Global Trade and Customs Journal* , Vol.13, No.11/12 (2018), pp.539-543	○			AD税と相殺関税の併課におけるEUのレッサーデューティールールの適用に関する検討
13	The Current EU Approach in the Application of Alternative Benchmarks in Anti-Subsidy Investigations Against China	Sophia Müller	The Use of Alternative Benchmarks in Anti-Subsidy Law: A Study on the WTO, the EU and China	-	-	2018	Sophia Müller, “The Current EU Approach in the Application of Alternative Benchmarks in Anti-Subsidy Investigations Against China,” *in* Sohpia Müller, *The Use of Alternative Benchmarks in Anti-Subsidy Law A Study on the WTO, the EU and China* (2018), pp.97-139	○			EUの対中相殺関税調査における代替ベンチマークを用いた利益認定のWTO協定整合性を検討
14	Double Remedy: Beyond the Non-market Economy Status	Katarzyna Kaszubska	Non-Market Economies in the Global Trading System: The Special Case of China	-	-	2018	Katarzyna Kaszubska, “Double Remedy: Beyond the Non-market Economy Status,” *in* James J. Nedumpara and Weihuan Zhou (eds.), *Non-Market Economies in the Global Trading System The Special Case of China* (2018), pp.131-153	○			AD税と相殺関税の併課におけるEUのレッサーデューティールールの適用に関する検討

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
15	External Benchmark Choices in Anti-dumping and Countervailing Duty Proceedings: A Battle of'Proxies'?	Mukeshu Bhatnagar, Pallavi Arora and Isha Das	Non-Market Economies in the Global Trading System: The Special Case of China	-	-	2018	Mukeshu Bhatnagar, Pallavi Arora and Isha Das, "External Benchmark Choices in Anti-dumping and Countervailing Duty Proceedings: A Battle of'Proxies'?," *in* James J. Nedumpara and Weihuan Zhou (eds.), *Non-Market Economies in the Global Trading System The Special Case of China* (2018), pp.155-184	○			EUの対中相殺関税調査における代替ベンチマークを用いた利益認定のWTO協定整合性を検討
16	Trade Policy Toward Supply Chains After the Great Recession	Chad P. Bown	Peterson Institute for International Economics Working Paper	-	18-13	2018	Chad P. Bown, "Trade Policy Toward Supply Chains After the Great Recession," *Peterson Institute for International Economics Working Paper* , No.18-3 (2018), pp.1-23	○		○	リーマンショック、中国の台頭、貿易自由化が貿易救済措置（相殺関税を含む）の動向に与えた影響の分析
17	Regulating Currency Manipulation: Political, Legal and Economic Barriers to Reform	Christopher S. Wong	Journal of World Trade	51	4	2017	Christopher S. Wong, "Regulating Currency Manipulation: Political, Legal and Economic Barriers to Reform," *Journal of World Trade* , Vol.51, No.4 (2017), pp.691-710	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性という相殺可能補助金の各要件を充足するか否か、を分析
18	NMEs and the Double Remedy Problem	Thomas J. Prusa	World Trade Review	16	4	2017	Thomas J. Prusa, "NMEs and the Double Remedy Problem," *World Trade Review* , Vol.16, No.4 (2017), pp.619-634	○			米国の非市場経済国向けのAD税と相殺関税の併課が必然的に二重救済となることを分析
19	Policy Options	C. Fred Bergsten and Joseph E. Gagnon	Currency Conflict and Trade Policy: A New Strategy for the United States	-	-	2017	C. Fred Bergsten and Joseph E. Gagnon, "Policy Options," *in* C. Fred Bergsten amd Joseph E. Gagnon, *Currency Conflict and Trade Policy A New Strategy for the United States* (2017), pp.129-168	○			為替操作に対する米国の相殺関税のWTO法上の課題と予想される輸出国の反応に関して検討
20	Within the Territory of a Member	Wolfgang Mū ller	WTO Agreement on Subsidies and Countervailing Measures: A Commentary	-	-	2017	Wolfgang Mūller, "Within the Territory of a Member," *in* Wolfgang Mūller, *WTO Agreement on Subsidies and Countervailing Measures A Commentary* (2017), p.73		○		トランスナショナル補助金が資金的貢献要件を充たさないことを議論

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
21	Can the United States Impose Trade Sanctions on China for Currency Manipulation?	Daniel C.K. Chow	Washington University Global Studies Law Review	16	2	2017	Daniel C K. Chow, "Can the United States Impose Trade Sanctions on China for Currency Manipulation?," *Wathington University Global Studies Law Review* , Vol.16, No.2 (2017), pp.295-328	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性という相殺可能補助金の各要件を充足するか否か、を分析
22	Circumvention and Anti-Circumvention: Rising Protectionism in Australia	Weihuan Zhou	World Trade Review	15	3	2016	Weihuan Zhou, “Circumvention and Anti-Circumvention: Rising Protectionism in Australia,” *World Trade Review* , Vol.15, No 3 (2016), pp.495-522	○			オーストラリアのADおよび相殺関税実務における迂回防止措置のWTO協定整合性を検討
23	Unpacking Import Injury	Michael J. Fanizzo Jr	Oregon Review of International Law	18	1	2016	Michael J. Fanizzo Jr., “Unpacking Import Injury,” *Oregon Review of International Law* , Vol.18, No.1 (2016), pp.1-24	○			米国の貿易救済措置（AD税および相殺関税）の運用実務における損害調査について分析
24	Australia’s Anti-Dumping and Countervailing Law and Practice: An Analysis of Current Issues Incompatible with Free Trade with China	Weihuan Zhou	Journal of World Trade	49	6	2015	Weihuan Zhou, “Australia’s Anti-Dumping and Countervailing Law and Practice: An Analysis of Current Issues Incompatible with Free Trade with China,” *Journal of World Trade* , Vol.49, No.6 (2015), pp.975-1010	○			オーストラリアの相殺関税実務における代替ベンチマークを用いた利益認定のWTO協定整合性を検討
25	Trade Remedies in the Renewable Energy Sector: Normal Value and Double Remedies	Christine Barthelemy and Daniel Peat	The Journal of World Investment & Trade	16	3	2015	Christine Barthelemy and Daniel Peat, “Trade Remedies in the Renewable Energy Sector: Normal Value and Double Remedies,” *The Journal of World Investment & Trade* , Vol 16, No.3 (2015), pp.436-466	○			米国およびEUによる、再生可能エネルギー分野におけるAD税および相殺関税調査と、そこでの代替ベンチマークを用いた利益認定のWTO協定整合性を分析
26	Key Issues Regarding the EU’s Concurrent Imposition of Anti-Dumping and Countervailing Duties on Chinese Coated Fine Papers: Analogue Country, Market Economy Treatment, Individual Treatment, and Double Remedy	Chien-Huei Wu	Asian Journal of WTO and International Health Law and Policy	10	1	2015	Chien-Huei Wu, “Key Issues Regarding the EU’s Concurrent Imposition of Anti-Dumping and Countervailing Duties on Chinese Coated Fine Papers: Analogue Country, Market Economy Treatment, Individual Treatment, and Double Remedy,” *Asian Journal of WTO and International Health Law and Policy* , Vol.10, No.1 (2015), pp.263-306	○			EUによる対中ADおよび相殺関税調査におけるレッサーデューティールールの運用のWTO協定整合性を検討

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
27	New Directions in the Perennial Struggle to Detect and Fight the Evasion of Antidumping and Countervailing Duties	Bernd G. Janzen and Jean-Rene Broussard	Global Trade and Customs Journal	9	1	2014	Bernd G. Janzen and Jean-Rene Broussard, “New Directions in the Perennial Struggle to Detect and Fight the Evasion of Antidumping and Countervailing Duties,” *Global Trade and Customs Journal* , Vol.9, No.1 (2014), pp.35-43	○			米国によるADおよび相殺関税の迂回防止措置を検討
28	The Pass-Through of Subsidies to Price	Brian D. Kelly	Journal of World Trade	48	2	2014	Brian D. Kelly, “The Pass-Through of Subsidies to Price,” *Journal of World Trade* , Vol.48, No.2 (2014), pp.295-322	○			ADおよび相殺関税の併課における米国の補助金認定手法のWTO協定整合性に関する検討
29	On the Effects of America’s Countervailing Investigations on Chinese Products	Weixian Xue, Yachen Wang and Xinglong Xie	Journal of WTO and China	4	1	2014	Weixian Xue, Yachen Wang and Xinglong Xie, “On the Effects of America’s Countervailing Investigations on Chinese Products,” *Journal of WTO and China* , Vol.4, No.1 (2014), pp.68-88			○	米国の2006-2013年中頃までの対中相殺関税の経済効果に関して分析
30	Exchange Rate Policies Under the SCM Agreement	Dominic Coppens	WTO Disciplines on Subsidies and Countervailing Measures: Balancing Policy Space and Legal Constraints	-	-	2014	Dominic Coppens, "Exchange Rate Policies Under the SCM Agreement," *in* Dominic Coppens, *WTO Disciplines on Subsidies and Countervailing Measures Balancing Policy Space and Legal Constraints* (2014), pp.578-587	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性という相殺可能補助金の各要件を充足するかを検討
31	Modernization of the EU’s Trade Defence Instruments and the Law of Unintended Consequences	Edwin Vermulst and Juhi Sud	Global Trade and Customs Journal	8	7/8	2013	Edwin Vermulst and Juhi Sud, “Modernization of the EU’s Trade Defence Instruments and the Law of Unintended Consequences,” *Global Trade and Customs Journal* , Vol.8, No.7/8 (2013), pp.202-208	○			ファクツアベイラブルを用いて補助金認定をした場合、または、構造的な原材料市場の歪曲が認定できる場合のEUによるレッサーデューティーの不適用について検討
32	How Different are Safeguards from Antidumping? Evidence from US Trade Policy Toward Steel	Chad P. Bown	The World Bank Policy Research Working Paper	-	6378	2013	Chad P. Bown, "How Different are Safeguards from Antidumping? Evidence from US Trade Policy Toward Steel," *The World Bank Policy Research Working Paper* , No.6378 (2013), pp.1-37			○	米国の鉄鋼分野の貿易救済措置（相殺関税を含む）がもたらした貿易転換効果の分析
33	An Annotated Explanation of Article 1 and 2 of the WTO Agreement on Subsidies and Countervailing Measures	Gary N. Horlick	Global Trade and Customs Journal	8	9	2013	Gary N. Horlick, "An Annontated Explanation of Article 1 and 2 of the WTO Agreement on Subsidies and Countervailing Measures," *Global Trade and Customs Journal* , Vol.8, No.9 (2013), pp.297-299		○		トランスナショナル補助金が資金的貢献要件を充たさない根拠を指摘

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
34	The Dilemma of China as Respondent to Anti-Subsidy Proceedings: A Study of the First EU Anti-Subsidy Investigation Against China	Wenjie Qian	Journal of World Trade	46	4	2012	Wenjie Qian, “The Dilemma of China as Respondent to Anti-Subsidy Proceedings: A Study of the First EU Anti-Subsidy Investigation Against China,” *Journal of World Trade* , Vol.46, No.4 (2012), pp.961-978	○			ファクツアベイラブルに依拠したEUの対中相殺関税調査（公的機関性、資金的貢献、利益、特定性の認定）のWTO協定整合性を検討
35	A Case for Misaligned Currencies as Countervailable Subsidies	Aluisio de Lima-Campos and Juan Antonio Gaviria	Journal of World Trade	46	5	2012	Aluisio de Lima-Campos and Juan Antonio Gaviria, “A Case for Misaligned Currencies as Countervailable Subsidies,” *Journal of World Trade* , Vol.46, No.5 (2012), pp.1017-1044	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性という相殺可能補助金の各要件を充足するかを検討
36	Concurrent Trade Defense Investigations in the EU, the EU’s new Anti-Subsidy Practice Against China, and the Future of Both	Edwin Vermulst and Brian Gatta	World Trade Review	11	3	2012	Edwin Vermulst and Brian Gatta, “Concurrent Trade Defense Investigations in the EU, the EU’s new Anti-Subsidy Practice Against China, and the Future of Both,” *World Trade Review* , Vol.11, No.3 (2012), pp.527-553	○			対中AD税と相殺関税の併課が検討される場面におけるEUの相殺関税認定手法を検討
37	The U.S. International Trade Commission and Trade Remedy Investigations: 10 Suggestions for Improvement	Daniel B. Pickard	George Mason Journal of International Commercial Law	4	1	2012	Daniel B. Pickard, “The U.S. International Trade Commission and Trade Remedy Investigations: 10 Suggestions for Improvement,” *George Mason Journal of International Commercial Law* , Vol.4, No.1 (2012), pp.37-67	○			米国の貿易救済措置（相殺関税を含む）の調査実務におけるサンセットレビューとそこでの損害の累積を検討
38	US-China Trade Imbalance: The Economic, Political, and Legal Implications of Chinese Currency Manipulation	Joshua Brown	International Law and Management Review	9	1	2012	Joshua Brown, "US-China Trade Imbalance: The Economic, Political, and Legal Implications of Chinese Currency Manipulation," *International Law and Management Review* , Vol.9, No.1 (2012), pp 53-80	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性（輸出条件性）という相殺可能補助金の各要件を充足するかを検討
39	China's Exchange Rate Manipulation: What Should the United States Do?	Bradley Schield	Houston Journal of International Law	34	2	2012	Bradley Schield, "China's Exchange Rate Manipulation: What Should the United States Do?," *Houston Journal of International Law* , Vol.34, No.2 (2012), pp.415-454	○			為替操作が相殺可能補助金の要件のうち、資金的貢献、特定性を充たすかを検討

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
40	Tackling Currency Manipulation with International Law: Why and How Currency Manipulation Should be Adjudicated?	Haneul Jung	Manchester Journal of International Economic Law	9	2	2012	Hanuel Jung, "Tackling Currency Manipulation with International Law: Why and How Currency Manipulation Should be Adjudicated?," *Manchester Journal of International Economic Law* , Vol.9, No.2 (2012), pp.184-200	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性（輸出条件性）という相殺可能補助金の各要件を充足するかを検討
41	Is China's Currency Regime A Countervailable Subsidy?: A Legal Analysis Under the World Trade Organization's SCM Agreement	Benjamin Blase Caryl	Journal of World Trade	45	1	2011	Benjamin Blase Caryl, "Is China's Currency Regime A Countervailable Subsidy?: A Legal Analysis Under the World Trade Organization's SCM Agreement," *Journal of World Trade* , Vol.45, No.1 (2011), pp.187-219	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性（輸出条件性）という相殺可能補助金の各要件を充足するかを検討
42	Walter Mitty and the Dragon: An Analysis of the Possibility for WTO or IMF Action Against China's Manipulation of the Yuan	Nathan Fudge	Journal of World Trade	45	2	2011	Nathan Fudge, "Walter Mitty and the Dragon: An Analysis of the Possibility for WTO or IMF Action Against China's Manipulation of the Yuan," *Journal of World Trade* , Vol.45, No.2 (2011), pp.349-373	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性（輸出条件性）という相殺可能補助金の各要件を充足するかを検討
43	Countervailing Duty Against China: Opening a Pandora's Box in the WTO System	Dukgeun Ahn and Jieun Lee	Journal of International Economic Law	14	2	2011	Dukgeun Ahn and Jieun Lee, "Countervailing Duty Against China: Opening a Pandora's Box in the WTO System," *Journal of International Economic Law* , Vol.14, No.2 (2011), pp.329-368	○			2010年頃までの米国およびカナダの対中相殺関税調査、特に二重救済の側面のWTO協定整合性を検討
44	Double Remedy and Illegality of the EU Determinations to Impose Concurrent Duties on the Imported Coated Fine Paper from China	John S. Mo	Revue Juridique Themis	45	3	2011	John S. Mo, "Double Remedy and Illegality of the EU Determinations to Impose Concurrent Duties on the Imported Coated Fine Paper from China," *Revue Juridique Themis* , Vol.45 No.3 (2011), pp.495-540	○			2010年頃のEUの対中相殺関税調査、徳二重救済の側面のWTO協定整合性を検討
45	Taking Stock of Antidumping, Safeguards and Countervailing Duties, 1990-2009	Chad P. Bown	The World Economy	34	12	2011	Chad P. Bown, "Taking Stock of Antidumping, Safeguards and Countervailing Duties, 1990-2009," *The World Economy* , Vol.34, No.12 (2011), pp 1955-1998	○		○	貿易救済制度の利用実績（1990-2009年）にもとづき、相殺関税がAD税との併課に至る例が圧倒的多数であることを検証

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
46	Is China's Manipulation of Its Currency an Actionable Violation of the IMF and/or the WTO Agreements?	Elizabeth L. Pettis	Journal of International Business & Law	10	2	2011	Elizabeth L. Pettis, "Is China's Manipulation of Its Currency an Actionable Violation of the IMF and/or the WTO Agreements?," *Journal of International Business & Law* , Vol.10, No.2 (2011), pp.281-296	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性（輸出条件性）という相殺可能補助金の各要件を充足するかを検討
47	Competitive Currency Depreation: The Need for a More Effective International Legal Regime	Jeffrey S. Beckington and Matthew R. Amon	Journal of International Business & Law	10	2	2011	Jeffrey S. Beckington and Matthew R. Amon, "Competitive Currency Depreation: The Need for a More Effective International Legal Regime," *Journal of International Business & Law* , Vol.10, No.2 (2011), pp.209-268	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性（輸出条件性）という相殺可能補助金の各要件を充足するかを検討
48	Exchange Rate Misalignment and International Law	Claus D. Zimmerman	American Journal of International Law	105	3	2011	Claus D. Zimmerman, "Exchange Rate Misalignment and International Law," *American Journal of International Law* , Vol.105, No.3 (2011), pp.423-476	○			為替操作が資金的貢献、利益、特定性（輸出条件性）という相殺可能補助金の各要件を充足するかを検討
49	U.S. Trade Remedy Law and Agriculture: Trade Diversion and Investigation Effects	Colin A. Carter and Caroline Gunning-Trant	The Canadian Journal of Economics	43	1	2010	Colin A. Carter and Caroline Gunning-Trant, "U.S. Trade Remedy Law and Agriculture: Trade Diversion and Investigation Effects," *The Canadian Journal of Economics* , Vol.43, No.1 (2010), pp.97-126			○	米国の農業分野の貿易救済措置（相殺関税を含む）がもたらした貿易転換効果の分析
50	The Profits of Firms and Countervailing Duties in Vertically Related Markets	Yu-Ter Wang	The Singapore Economic Review	55	4	2010	Yu-Ter Wang, "The Profits of Firms and Countervailing Duties in Vertically Related Markets," *The Singapore Economic Review* , Vol.55, No.4 (2010), pp.749-756			○	垂直統合が生じている寡占市場において投下される輸出補助金に対する相殺関税の経済効果の分析
51	Economics, Disciplines and Practices: Subsidies and Countervailing Duties	World Trade Organization	World Trade Report 2009: Trade Policy Commitments and Contingency Measures	-	-	2009	World Trade Organization, "Economics, Disciplines and Practices: Subsidies and Countervailing Duties," *in* World Trade Organization, *World Trade Report Trade Policy Commitments and Contingency Measures* (2009), pp.84-102			○	1980年代から2000年代までの相殺関税の経済効果に関する諸学説を整理
52	Unfair Subsidies and Countervailing Duties	Katherine Baylis	Handbook on International Trade Policy	-	-	2007	Katherine Baylis, "Unfair Subsidies and Countervailing Duties," *in* William A. Kerr and James D. Gaisford (eds.), *Handbook on International Trade Policy* (2007), pp.347-359			○	戦略的通商政策としての輸出補助金に対処する相殺関税の経済効果

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
53	Trade Policy and Market Power: The Case of the US Steel Industry	Bruce A. Blonigen, Benjamin H. Liebman and Wesley W. Wilson	National Bureau of Economic Research Working Paper	-	13671	2007	Bruce A. Blonigen, Benjamin H. Liebman and Wesley W. Wilson, "Trade Policy and Market Power: The Case of the US Steel Industry," *National Bureau of Economic Research Working Paper* No 13671 (2007), pp.1-40			○	米国の鉄鋼分野の貿易救済措置（相殺関税を含む）が米国の鉄鋼産業の市場支配力に与えた影響の分析
54	Welfare Costs of the U.S. Antidumping and Countervailing Duty Laws	Michael P. Gallaway, Bruce A. Blonigen and Joseph E. Flynn	Journal of International Economics	49	2	1999	Michael P. Gallaway, Bruce A. Blonigen and Joseph E. Flynn, "Welfare Costs of the U.S. Antidumping and Countervailing Duty Laws," *Journal of International Economics* , Vol.49, No.2 (1999), pp.211-244			○	米国のAD税および相殺関税の運用が国内産業、消費者、および政府収入に与える経済効果を分析
55	Macroeconomic Conditions and Pressures for Protectionn Under Antidumping and Countervailing Duty Laws: Empirical Evidence from the United States	Michael P. Leidy	IMF Staff Papers	44	1	1997	Michael P. Leidy, "Macroeconomic Conditions and Pressures for Protection Under Antidumping and Countervailing Duty Laws: Empirical Evidence from the United States," *IMF Staff Papers* , Vol.44, No.1 (1997), pp.132-144			○	米国の1980年から1995年の経済指標を用いて、マクロ経済情勢が相殺関税の申請件数に与える影響を分析
56	Perverse Consequences of the GATT: Export Subsidies and Switching Costs	James C. Hartigan	Economia	63	249	1996	James C. Hartigan, "Perverse Consequences of the GATT: Export Subsidies and Switching Costs," *Economia* , Vol.63, No.249 (1996), pp.153-161			○	損害要件の存在が相殺関税の経済効果に与える影響の分析
57	Why Can't Countervailing Duties Deter Export Subsidization?	Larry D. Qiu	Journal of International Economics	39	3-4	1995	Larry D. Qiu, "Why Can't Countervailing Duties Deter Export Subsidizations?," *Journal of International Economics* , Vol.39, No.3-4 (1995), pp.249-272			○	相殺関税の調査期間、措置の水準の制約が相殺関税の有用性に与える影響の分析
58	Strategic Trade Policy	J. A. Brander	Handbook on International Economics, Vol 3	-	-	1995	J. A. Brander, "Strategic Trade Policy," *in* Gene M. Grossman and Kenneth Rogoff (eds.), *Handbook on International Economics* , Vol.3 (1995), pp.1395-1455			○	輸出補助金の交付と、それに対処する相殺関税の時間差が後者の経済効果に与える影響を分析
59	Endogenous Timing in Trade Policy Games: Should Governments Use Countervailing Duties?	David R. Collie	Weltwirtschaftliches Archiv	130	1	1994	David R. Collie, "Endogenous Timing in Trade Policy Games: Should Governments Use Countervailing Duties?," *Weltwirtschaftliches Archiv* , Vol.130, No.1 (1994), pp.191-209			○	輸出補助金の交付と、それに対処する相殺関税の時間差が後者の経済効果に与える影響を分析

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
60	Export Subsidies and Countervailing Tariffs	David Collie	Journal of International Economics	31	3-4	1991	David Collie, "Export Subsidies and Countervailing Tariffs," *Journal of International Economics* , Vol.31, No.3-4 (1991), pp.309-324			○	戦略的通商政策として輸出補助金に対処する相殺関税の経済効果を分析
61	Anti-dumping and Countervailing Duties Under Oligopoly: A Comment	David Collie	European Economic Review	35	5	1991	David Collie, "Anti-dumping and Countervailing Duties Under Oligopoly: A Comment," *European Economic Review* , Vol.35, No.5 (1991), pp.1185-1187			○	戦略的通商政策としての輸出補助金に対処する相殺関税の経済効果を分析
62	Countervailing Duty Law: An Economic Perspective	Alan O. Sykes	Columbia Law Review	89	2	1989	Alan O. Sykes, "Countervailing Duty Law: An Economic Perspective," *Columbia Law Review* , Vol.89, No.2 (1989), pp.199-263			○	相殺関税が二国間貿易、複数国間貿易のいずれのモデルでも、常に輸入国の厚生を高めるわけではない、という点を分析
63	Capital Subsidies and Countervailing Duties in Oligopolistic Industries	Barbara J. Spencer	Journal of International Economics	25	1-2	1988	Barbara J. Spencer, "Capital Subsiides and Countervailing Duties in Oligopolistic Industries," *Journal of International Economics* , Vol.25, No.1-2 (1988), pp.45-69			○	資本支出目的で交付される補助金に対する補助金額を限度とする相殺関税の経済効果の限界に関して分析
64	Countervailing Duty Laws and Subsidies to Imperfectly Competitive Industries	Barbara J. Spencer	Issues in US-EC Trade Relations	-	-	1988	Barbara J. Spencer, "Countervailing Duty Laws and Subsidies to Imperfectly Competitive Industries," *in* Robert E. Baldwin, Carl B. Hamilton and Andre Sapir (eds.), *Issues in US-EC Trade Relations* (1988), pp.313-334			○	資本支出目的で交付される補助金に対する補助金額を限度とする相殺関税の経済効果の限界に関して分析
65	Anti-Dumping and Countervailing Duties Under Oligopoly	Avinash Dixit	European Economic Review	32	1	1988	Avanish Dixit, "Anti-Dumping and Countervailing Duties Under Oligopoly," *European Economic Review* , Vol.32, No.1 (1988), pp.55-68			○	戦略的通商政策としての輸出補助金に対処する相殺関税の経済効果を分析
66	Increasing Returns, Market Structure, and Strategic Trade Policy	Jagdish Bhagwati	Protectionism	-	-	1988	Jagdish Bhagwati, "Increasing Returns, Market Structure, and Strategic Trade Policy," *in* Jagdish Bhagwati, *Protectionism* (1988), pp.105-110			○	ハイテク分野の戦略的通商政策としての輸出補助金に対処する報復的措置（相殺関税）の経済効果を分析

2021年7月12日（月）
慶應義塾大学大学院　法学研究科
助教（有期・研究奨励）　坂入遼

通し番号	論文タイトル（本の一部である場合は章等の見出し）	著者名	掲載誌（本）	Vol.	No.	Year	引用表記（日本国際経済法学会年報の仕様）	主要国の措置関連	トランスナショナル補助金関連	経済効果関連	選定基準と関係する内容
67	Strategic Export Promotion: A Critique	Gene M. Grossman	Strategic Trade Policy and the New International Economics	-	-	1986	Gene M. Grossman, "Strategic Export Promotion: A Critique," *in* Paul R. Krugman (ed.), *Strategic Trade Policy and the New International Economics* (1986), pp.47-68			○	戦略的通商政策としての輸出補助金に対処する相殺関税の経済効果を分析
68	International Trade Policy for Oligopolistic Industries	Avinash Dixit	The Economic Journal	94	Supplement	1984	Avinash Dixit, "International Trade Policy for Oligopolistic Industries," *The Economic Journal* , Vol.94 (Supplement) (1984), pp.1-16			○	戦略的通商政策としての輸出補助金に対処する相殺関税の経済効果を分析